

名 張 市

ゆめづくり地域予算制度

平成29年度版

まちづくりを「住民が自ら考え、自ら行う」ことを目指し、
自立的、主体的なまちづくりの気運を高め、誰もがいきいき
と輝いて暮らせる地域をつくりあげるため、ゆめづくり地域
予算制度を平成15年4月に創設しました。

三重県 名張市 地域環境部

<http://www.city.nabari.lg.jp/>

も く じ

| | |
|-------------------------|------|
| ・名張市のまちづくり（ゆめづくり地域予算制度） | P 1 |
| ・ゆめづくり地域予算制度の経緯 | P 3 |
| ・地域づくり組織条例の概要 | P 10 |
| ・地域づくり組織との協働推進体制 | P 12 |
| ・地域づくり代表者会議 | P 14 |
| ・地域づくり組織の概要（組織構成等） | P 16 |
| ・ゆめづくり地域交付金等額一覧 | P 20 |
| ・地域別事業一覧表 | P 22 |
| ・ゆめづくり協働事業一覧表 | P 26 |
| ・名張ゆめづくり協働塾 | P 28 |
| ・市民活動支援センター事業の概要 | P 29 |

関 係 例 規 / 参 考

| | |
|--------------------|------|
| ・自治基本条例 | P 30 |
| ・地域づくり組織条例 | P 36 |
| ・地域づくり組織条例施行規則 | P 39 |
| ・地域づくり組織における会計処理要領 | P 41 |
| ・市民センター条例 | P 42 |
| ・廃止補助金等一覧 | P 46 |
| ・廃止補助金地域別明細 | P 47 |
| ・ゆめづくり地域交付金等の変遷 | P 48 |

名張市のまちづくり（ゆめづくり地域予算制度）

名張市は、平成15年（2003年）4月、まちづくりとは「住民が自ら考え、自ら行う」こととし、市民参加のもとに自立的、主体的な取組の気運を高め、誰もがいきいきと輝いて暮らせる地域をつくりあげるため、行政の支援として「ゆめづくり地域予算制度」を創設しました。

公民館等（平成28年度から市民センターに変更）を単位とする15の地域で、住民の合意により設立された住民主体のまちづくり組織である「地域づくり組織」が、まちづくり活動を活発に行っています。

名張市は、この「地域づくり組織」に対し使途自由な「ゆめづくり地域交付金」を交付し、住民主体のまちづくり活動を支援するとともに、名張市における都市内分権（地域内分権）を進めています。

平成24年度からは、新たに「ゆめづくり協働事業交付金」を加えて、ゆめづくり地域予算制度の拡充を図っています。

～ 中央集権から地方分権へ、地方分権から都市内分権へ ～

国から地方（都道府県や市町村）へ権限や財源を移譲するというのが「地方分権」の考え方でした。しかし、権限や財源が中央官庁から市役所に移っても住民にとって“権限や財源はお役所（行政）にある”という状況に変わりはありませんでした。

都市内分権（地域内分権）とは、地域と行政が役割を分担するなかで、「地域でできることは地域で」「行政がすべきことは行政が」「地域と行政が協働で行う」といった補完性の原則に基づき、双方が協議を行い、合意形成を図り、市の権限と財源の一部をさらに「地域」へ移すことです。

その地域の組織を、「名張市地域づくり組織条例」（平成21年制定）で定めています。

「新しい公」－ 参画と連携によりみんなで支えあう社会 －

さらに地域づくり組織だけではなく、市民活動団体や事業者などがそれぞれ行政と対等な関係のもと、参画と連携により地域課題を解決していこうとする「新しい公」の推進にも取り組んでいます。



【ゆめづくり地域予算制度の概要】

- 従来の地域向け補助金を廃止した上で、**用途自由で補助率や事業の限定がない交付金**を市内15の「地域づくり組織」に交付する制度を創設しました。
- 各地域づくり組織は、この予算制度を活用し、地域の課題解決のための事業を自ら実施しています。
- 交付金の交付対象は、住民の合意により実施するまちづくり事業とし、ハード、ソフトを問いません。（ただし、宗教活動、政治活動は交付金事業の対象外です。）

【地域交付金の積算根拠】

平成29年度

| | | |
|---------------|-------------------------------|--|
| 基本額 | 均等割 | $(3,500 \text{ 万円} \times 30\%) \div 15$ (地域づくり組織数) |
| | 人口割 | $(3,500 \text{ 万円} \times 70\%) \times \text{各地域人口} \div \text{市人口}$ |
| コミュニティ 活動費 | 基礎的 コミュニティ 代表者 協力事務費 | $72,000 \text{ 円} \times 174$ (基礎的コミュニティ数) |
| | 基礎的 コミュニティ 活動費 | $25,000 \text{ 円} \times 174$ (基礎的コミュニティ数) $200 \text{ 円} \times \text{基礎的コミュニティの人口}$ |
| 特別交付金 | 地域調整額 | 1地域 30万円 〔 但し、国津地域：50万円 薦原地域、錦生地域、箕曲地域：各 40万円 〕 |
| | 地域事務費 | 基本額 150万円に人口数や基礎的コミュニティ数を勘案して加算した額（平成24年度から） |

※ 上記の積算根拠に基づき算定された交付金を、一括して地域づくり組織へ交付

※ 人口は1月1日現在 基礎的コミュニティ数は4月1日現在

※ 地域調整額：事務局経費

※ 地域事務費：地域づくり組織が雇用する地域事務員の人件費

ゆめづくり地域予算制度の経緯

平成7年（1995年）頃から市内のいくつかの地域で自発的なまちづくりの活動が始まり、地域住民による※「まちづくり協議会」が結成され、地域の将来的なプランであるまちづくり計画が作成されてきました。平成13年（2001年）までには、5つのまちづくり計画が名張市長に提出されましたが、当時は、行政としてこれらのプランを実行するためのシステムや地域への財政的な支援システムはありませんでした。

※当時、任意に結成された地域の組織を便宜上「まちづくり協議会」と称していました。

【 創 設 : 第1ステージ 】

- 平成14年（2002年）4月に亀井市長が就任後、市政一新プログラムが策定され、これに基づき平成15年（2003年）3月に「名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例」が制定されました。これを受けて、同年5月から9月にかけて14地域（地区公民館単位：現在、市民センター）で「地域づくり委員会」が結成されました。
- 「ゆめづくり地域予算制度」の基本となる地域の組織化は、従来の自発的なまちづくり活動という下地があったために、比較的短期間に組織化が可能であったと言えます。また、平成15年（2003年）11月9日には、各地域づくり委員会の会長が相互に意見交換、情報交換を行う場として、「地域づくり協議会」（現在、「地域づくり代表者会議」）が結成されました。
- 従来の地域向け補助金（P46～47参照）を廃止し、まちづくり活動の原資として当時の14の地域づくり委員会へ使途自由な一括交付金（5,000万円：現在の基本額に相当）を交付しました。

【 見 直 し : 第2ステージ 】

- 制度創設から6年後の平成21年（2009年）3月に、ゆめづくり地域予算制度の見直しを行いました。具体的には、平成17年（2005年）に制定された「名張市自治基本条例」第34条を受けて、都市内分権の方向性を示す新しい条例「地域づくり組織条例」を制定し、以下の2点について見直しを行いました。
 - ① 区長制度の抜本的な見直し・・・昭和31年（1956年）に制定された「名張市区長設置規則」を廃止（市長が区長を委嘱し、区長個人に委託料を支払うという上下関係を解消）。

- ② それぞれの地域内の組織を基礎的コミュニティ（区や自治会）と、公民館（現在、市民センター）を単位とする地域づくり組織に整理し、地域の活性化と都市内分権を推進。
- 市長が委嘱した区長に支払っていた「行政事務委託料」及び「区長会運営委託料」の廃止による財源を活用し、平成21年（2009年）からゆめづくり地域交付金のコミュニティ活動費としました。

【 地域ビジョンの実現 ： 第3ステージ 】

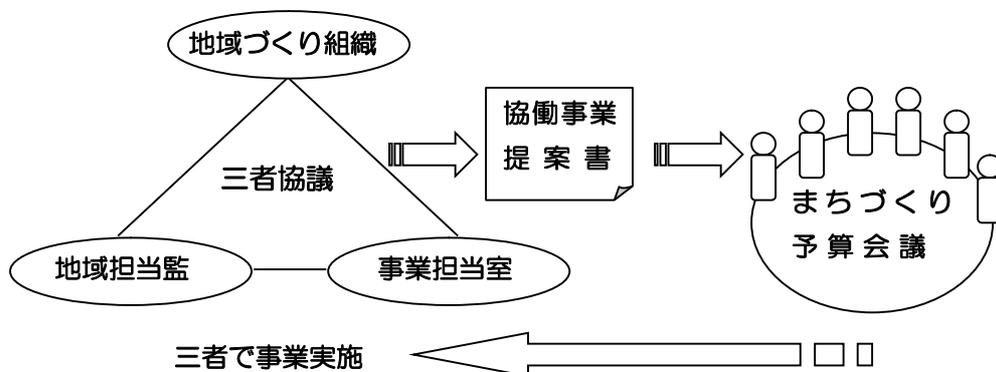
○ **地域ビジョン**

地域ビジョンでは、地域の特性を生かした個性ある将来のまちづくり計画として、理念・目標が設定され、基本構想や方針、それらに基づく実施計画が掲げられています。特に、防犯・防災、福祉、環境のテーマについては、15の全ての地域が取り組むべき課題として取り上げています。この地域ビジョンは、平成21年（2009年）当初から各地域づくり組織で策定委員会が組織され、住民アンケートの実施や意見をまとめ、課題を整理する等の検討会議で協議が重ねられ、平成24年（2012年）3月に15の全ての地域づくり組織で策定され、地域づくり代表者会議実践交流会において発表されました。

この地域ビジョンは、「名張市総合計画後期基本計画（地域別計画編）」に位置づけ、地域の将来像を最大限尊重した市の計画としました。

○ **ゆめづくり協働事業提案制度**

さらに、平成24年度からゆめづくり協働事業提案制度をスタートさせ、平成25年度予算に反映し、地域のみ、市のみでは解決ができない課題について、地域と市が協議しながら新たなサービスや価値を生み出すための協働事業を進めています。（平成28年度実績 P26参照）



○ 地域SOSシステム

高齢者等が行方不明になり公開捜査が必要となったとき、地域と行政、関係機関が一体となった対応をスピーディに、そしてスムーズに行えるよう、「地域SOSシステム ～ 高齢者等行方不明者早期発見マニュアル～」を策定し、市民が安心して安全に暮らせるまちづくりの実現を目指しています。

○ 名張ゆめづくり協働塾

各地域づくり組織においては、代表者や役員、事務局を中心として、市民主権社会実現に向けた地域課題解決のための地域づくり活動に取り組まれています。

15全ての地域づくり組織において策定された地域の将来像である地域ビジョンの実現に向け市は、平成24年度からゆめづくり協働事業を創設し、地域と協働で事業を推進してまいります。

そのためには、地域づくりを担う構成員の増員や事務局の機能を強化し、地域づくり組織の組織力をさらに充実させていくため、まちづくり活動へ参画いただける人材を育成することを主な目的として平成25年8月より『**名張ゆめづくり協働塾**』を開設しています。(平成28年度実績 P28参照)

○ 市民センター化

名張市では、公民館の管理運営については、いち早く地域づくり組織による指定管理者制度を導入し、その効果により地域づくり活動と公民館活動とが密接に連携しやすい環境が整い、多様な活動が行われるようになりました。

そこで、平成28年4月1日に「名張市市民センター条例」を施行し、地域づくり活動、生涯学習活動、地域福祉活動の拠点としてスタートしました。従来の趣味・教養のための生涯学習活動の拠点としてだけでなく、地域住民の自由な発想を尊重し、地域において様々な発想を試行・実現できる幅広い市民活動の拠点として更なる発展を目指しています。

○ 地域福祉教育総合支援システムの立上げ

名張市では、住民による住民のための住民自治のスタイルを確立する一方で、地域福祉の充実を図るさまざまな仕掛けづくりを行ってきました。その両方を統合した「地域福祉教育総合支援システム」を平成28年(2016年)11月に立ち上げました。このシステムは、地域の中に新たなシステムを立ち上げようというのではなく、さまざまな地域課題に地域づくり組織が取り組んできたことを土台として、行政関係機関、各種団体が「地域まるごと協働」で取り組むことにより、自立した地域社会を創造し持続可能な地域づくりを目指しています。

○ 新しい法人制度の創設に向けての取組

名張市では、都市内分権を推進し住民・地域・行政の役割分担と連携を基調とするまちづくりスタイルに、社会情勢の変化、特に人口減少・少子高齢化社会を迎え、地域づくり組織に求められる役割が年々増大しています。一方、地域づくり組織が条例で定められた団体であるが任意団体であることから、その活動によって発生するさまざまな事案に対して発生責任が問われる可能性が想定されます。

そのような中、先駆的に現行制度にある認可地縁団体や一般社団法人の法人格を取得し地域活動を実践している地域があります。しかし、地縁を主体とした多機能な地域づくり活動には即したものではありません。

地域づくり組織の基礎的な組織力をさらに高め、地域と行政が対等な立場で住民主体のまちづくりを推進し、地域課題の解決に向けた地縁型の住民組織である「地域づくり組織」を制度的に位置づけるため新しい法人制度の創設を目指しています。

【 取 組 状 況 】

| 年 度 | 名 張 市 | 小規模多機能自治推進 ネットワーク会議 | 国 |
|-----|---|--|--|
| 2 2 | 構造改革特区 提案 ※「認可地縁団体」の認可要件の緩和について提案 | | |
| 2 3 | 地域活性化特区 提案 ※「認可地縁団体」の認可要件の緩和について提案 | | |
| 2 5 | ・ 4 市（雲南市、朝来市、伊賀市、名張市）で共同協議開始 ・ 4 市トップ会談（東京） | | ・ 4 市から総務省へ報告 「小規模多機能自治組織の法人格取得方策に関する共同研究報告書」 |
| 2 6 | ・ 4 市トップ会談（朝来市） ・ 東海市長会 通常総会 要望議案提出(伊賀市・名張市) | ・ 小規模多機能自治推進ネットワーク設立総会 発起人 4 市 参加自治体等 142 団体 | |
| 2 7 | | 合同地域研修会(東近江市) ・ 地域事例発表 地縁法人 錦生自治協議会 | ・ 国と地方の勉強会参加 ・ 総務大臣、地方創生担当大臣宛に「小規模多機能自治組織の法人制度創設を求める提言」を行う。 ・ 内閣府が「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を立上げる |
| 2 8 | 有識者会議にて名張市が事例発表 | 参加自治体等 2 1 4 団体 (自治体 192 団体 15 個人 7 人) 合同地域研修会（尼崎市） ・ 一般社団法人 青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会発表 | ・ 有識者会議が「地域の課題解決を目指す地域運営組織最終報告」発表 ・ 総務省が「地域自治組織のあり方に関する研究会」を立上げる |

【 地域づくり、市民公益活動の経過 】

| 年度 | 地域づくり | 市民公益活動 |
|------|--|--------------------------------|
| 7～13 | ・国津地区を皮切りに、地域で任意のまちづくり協議会が組織される。 | |
| | ・市職員から地域振興推進チーム員を任命（まち協が組織された地域のみ） | |
| 14 | 4月 亀井利克市長就任 | |
| | 7月 市役所内に「市政一新本部」を設置 | |
| | 9月 財政非常事態宣言 | |
| | 12月 地域予算制度 全区長に説明 | |
| | 1月 地域予算制度 地域説明会 | |
| | 2月 合併の是非を問う住民投票 ⇒ 単独市制を選択（投票率約60%⇒7割が合併反対） | |
| 15 | 4月 名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例施行 | |
| | 9月 全14地域で地域づくり委員会結成 | |
| | 10月 公民館の地域委託が2館でスタート（美旗・百合が丘） | |
| | 11月 名張市地域づくり協議会を設置 | |
| | 2月 地域づくり協議会「事業中間報告会」 | |
| | | 市民活動率先協働事業（応募事業数10、実施事業数10） |
| 16 | | 4月 市民活動支援センターを勤労者福祉センター内にオープン |
| | | 11月 「名張市における市民公益活動の促進に向けて」最終報告 |
| | 1月 地域づくり協議会「実践交流会 分科会」 | |
| | 公民館の地域委託化・・・6館移行 | 市民公益活動率先事業（応募事業数14、実施事業数13） |
| 17 | 6月 名張市自治基本条例を制定 | |
| | 10月 全14公民館の地域委託完了 | |
| | 1月 名張市自治基本条例施行 | 1月 市民公益活動促進条例施行 |
| | 2月 地域づくり協議会「実践交流会 分科会」 | |
| | 公民館の地域委託化・・・6館移行し、全館委託完了 | 市民公益活動実践事業（応募事業数43、実施事業数38） |
| 18 | 4月 市民活動保険制度を導入 | |
| | 9月 14公民館の管理委託を指定管理者制度に移行（平成21年3月完了） | |
| | | 市民公益活動実践事業（応募事業数41、実施事業数34） |

【 地域づくり、市民公益活動の経過 】

| 年度 | 地域づくり | 市民公益活動 |
|----|--|---|
| 19 | 4月 政策アドバイザー会議設置 | |
| | 9月 政策アドバイザー中間報告 | |
| | 2月 地域づくり協議会「実践交流会」 | |
| | 3月 政策アドバイザー最終報告 「都市内分権の推進について」 | |
| | | 市民公益活動実践事業 (応募事業数37、実施事業数30) |
| 20 | 4～ 市区長会、地域づくり協議会 10月 で地域組織の見直しを協議 | |
| | 11～ 「地域組織の見直し」素案により 2月 地域説明会・パブリックコメント実施 | |
| | 2月 「実践交流会(分科会)」をワールドカフェ方式にて開催(三重県共催) | |
| | | 市民公益活動実践事業 (応募事業数36、実施事業数28) |
| 21 | 4月 名張市地域づくり組織条例施行 (区長設置規則を廃止) | |
| | 地域担当職員制度実施 (地域振興推進チーム制度を廃止) | |
| | 5月 1地域に管理職2名を配置し、 地域ビジョン策定支援にあたる。 | |
| | | 6月 市民情報交流センターを 名張駅東口(希央台)に移設 |
| | 9～ 12月 隠元気まち仕掛け人塾(官民パートナーシップ支援事業) | |
| | 公民館の第2期指定管理者制度スタート | 提案公募型補助金事業(応募14、実施14) 新しい公委託事業(応募7、実施7) |
| 22 | 4月 市民活動保険制度を「市民活動補償制度」に見直し | |
| | 5月 「鴻之台希央台地域」で15番目の 地域づくり組織設立 | |
| | | 提案公募型補助金事業(応募9、実施8) 新しい公委託事業(応募10、実施10) |
| 23 | 3月 15地域で「地域ビジョン」策定 | |
| | 地域経営に関して、組織・機構を見直し ・ゆめづくり地域予算制度一部見直し ・ゆめづくり協働事業提案制度の検討 | |
| | | 提案公募型補助金事業(応募12、実施9) 新しい公委託事業(応募16、実施13) |
| 24 | 地域部設置 地域担当監(地区別専任スタッフ3名)配 置(地域担当職員制度廃止) 公民館の管理運営について、教育委員会の 事務を地域部で補助執行することとなる。 | |
| | ゆめづくり協働事業提案制度スタート | |
| | 公民館の第3期指定管理者制度スタート ・地域事務員の人件費をゆめづくり地域 交付金と指定管理料に振分ける。 | |
| | | 提案公募型補助金事業(応募10、実施7) 新しい公委託事業(応募8、実施7) |
| | | 市民情報交流センター管理運営団体を公募 により選定 |

【 地域づくり、市民公益活動の経過 】

| 年度 | 地域づくり | 市民公益活動 |
|----|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 25 | 7月 地域づくり組織と公民館のフェイスブック開設 | |
| | 9月 名張ゆめづくり協働塾開講 | |
| | ゆめづくり協働事業実施 | 新しい公委託事業（応募14、実施8） |
| 26 | 8月 公民館の活用促進について提言 | |
| | | 10月 市民公益活動促進のためのアクションプランの策定 |
| | 2月 小規模多機能自治推進ネットワーク会議立ち上げ発起人となる。 | |
| 27 | 12月 市民センター条例制定 | |
| | 公民館の第4期指定管理者制度スタート（5年間） | 市民活動支援センター事業 集中検討（審議会 9月・12月 計2回） |
| 28 | 4月 市民活動補償制度を「公益活動補償制度」に見直し | |
| | 名張市市民センター条例施行（公民館条例を廃止） | |
| | 4月 地域ビジョンを名張市総合計画 新・理想郷プランに位置づける。 | |
| | | 11月 市民活動支援センター事業 集中検討 |
| | 3月 「まちブック」「地域カルテ」作成 | |

地域づくり組織条例の概要

背 景

国と地方の役割が見直され、新しい地方自治が確立しようとするなか、従来の中央集権制度、全国一律、平等によるまちづくりから地域の個性を活かした自立的、主体的なまちづくりへ移行しています。

まちづくりのための財政支援としては、従来から国や地方公共団体の補助金制度がありますが、補助金では画一的に補助率が定められ、事業範囲や補助対象者が限定されるなど、地域住民が主体となって地域の個性を活かしたまちづくりを行うには限界があります。

一方、地方交付税は、国から地方公共団体へ一般財源として交付されるもので、使途が限定されておらず自由に使うことができます。地域の個性を活かした自立的、主体的なまちづくりを進めるためには、補助金制度よりも住民にとって使い勝手の良い、国からの地方交付税にならった交付金制度の方がふさわしいとの考えから、本制度制定に向けて動き出しました。

目 的

中央集権から地方分権、そして都市内分権への流れのなかで、社会資本整備など行政が行う分野と身近な暮らしのなかで市民がコミュニティ活動として行う分野との役割分担で行政と市民との連携を図り、一体的な取り組みによるまちづくりを進めます。

名張市は「まちづくりを『住民が自ら考え、自ら行う』ことを目指し、住民参加のもとに自立的、主体的なまちづくりの機運を高め、快適で安全な生活を確保し、住民の創意と責任によって誰もが生きいきと輝いて暮らすことのできる地域をつくりあげるため」ゆめづくり地域予算制度を創設しました。

この制度は、名張市における都市内分権の推進を目指すものであり、同時に住民主体のまちづくり活動に対する財政的な支援策です。

【 地域づくり組織条例の概要 】

○設置目的

名張市自治基本条例（平成17年条例第13号）第34条第1項の規定に基づき、包括的な地域づくり組織の設置及び事業の実施並びにゆめづくり地域交付金の交付に関する事項を定め、名張市における都市内分権の推進を図ることを目的に、新たな条例を整備する。

○用語の定義

基礎的コミュニティ、地域づくり組織、コミュニティビジネスについての用語の意義を定める。

○基本理念

名張市における都市内分権の推進を図ることを目的に設置し、市と基礎的コミュニティ、地域づくり組織の三者がお互い協働、連携し、住民自治の確立をめざすことを基本理念とする。

○基礎的コミュニティ

基礎的コミュニティへ自主的に参加することを住民の努力義務とし、代表者の届出を定める。

○地域づくり組織

市民センター（平成28年度より公民館から変更）単位を基本とした地域に「地域づくり組織」を置くことを定め、以下の事業を行うこととする。

- ①自主防犯・防災に関すること
- ②人権尊重及び健康、福祉の増進に関すること
- ③環境問題全般に関すること
- ④高齢者の生きがいづくりに関すること
- ⑤子どもの健全育成に関すること
- ⑥地域文化の継承及び創出に関すること
- ⑦コミュニティビジネス等地域経営に関すること
- ⑧地域課題の解決、地域振興及び住民交流に関すること
- ⑨その他

○活動の制限

地域づくり組織は、宗教活動と政治活動をしてはならない。（予算の執行を含む）

○地域ビジョン

地域づくり組織は、基本理念にのっとり、活動の指針となる地域ビジョンの策定に努めること。市は、地域ビジョンを尊重し、各種計画の策定や施策に反映させるよう努めること。

○法人化

地域づくり組織は、法律上の責任の所在を明確にし、継続した活動の基盤を確立するため、法人格の取得に努めること。

○事故、紛争等の解決に対する協力、助言

市は、地域づくり組織の円滑な運営を促進するため、事業実施や地域ビジョン策定、コミュニティビジネスの展開、事故等の対応等について協力、助言する。

○地域づくり代表者会議

地域づくり組織の相互連携や市との連絡調整のために、地域づくり組織の会長からなる代表者会議を設ける。

○ゆめづくり地域交付金

地域づくり活動の活動支援としてゆめづくり地域交付金を交付する。交付金の額は、予算の範囲内とする。

○その他 その他必要な事項は施行規則に定める。

（附則第2項）廃止規定

この条例（施行規則）を制定することにより、以下の条例及び規則を廃止する。

「名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例及び施行規則」

（附則第3項）経過措置

平成21年度に限り、新しい組織未設置の地域へもゆめづくり地域交付金が交付できる。

○施行期日 平成21年4月1日

地域づくり組織条例は36ページに、同施行規則は39ページに掲載しています。

地域づくり組織との協働推進体制

平成7年頃～ 地域振興推進チーム員の配置

任意のまちづくり協議会が設置されてくるなか、市職員から「地域振興推進チーム員」を任命(兼任)し、指導及び助言、情報の収集及び提供、関係部局との連携調整を図る。

平成15年4月 地域振興推進チーム制度

地域予算制度をスタートさせるにあたり、市内14地域に市職員124名(兼任)で編成。

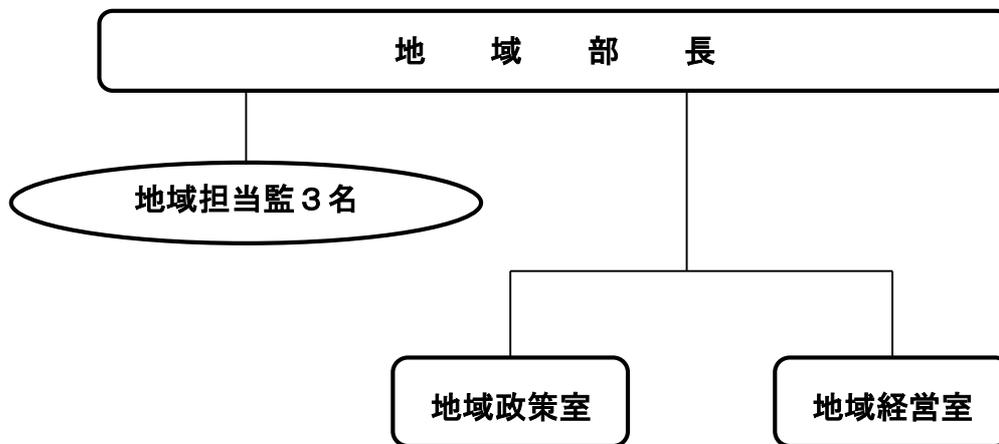
平成21年5月 地域担当職員制度

地域づくり組織の安定的な継続支援をするため、地域づくり組織ごとの地域ビジョン策定の支援を行うほか、地域づくり活動に係る情報の収集・提供及び助言を行う。地域づくり組織ごとに管理職2名(兼任)で構成し、内1名をチーフとする。

平成24年4月 地域担当監の配置

地域ビジョンの施策反映の仕組みや地域予算制度の拡充に伴い、地域づくり組織等との協働を推進するための組織体制として、新たに「地域部」を設置し、かつ専任スタッフ職として**地域担当監3名**を配置する。

※ 地域部組織体制

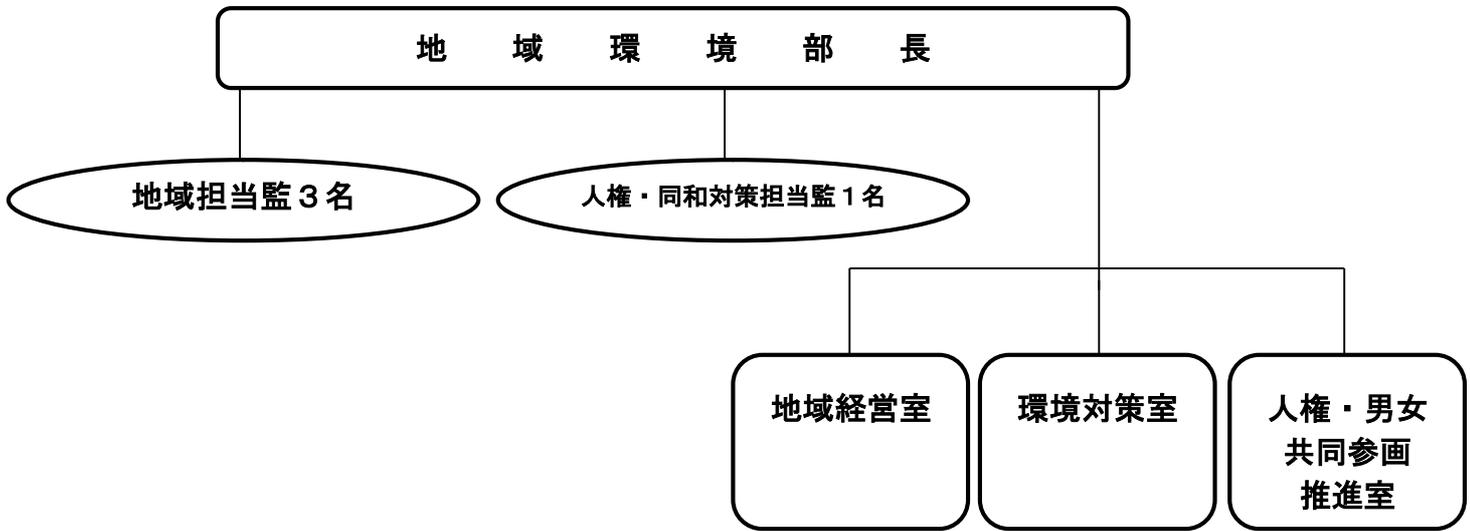


- | | |
|--------|--|
| ※ 地域部長 | 部の統括 |
| 地域担当監 | 地域づくり活動の促進、地域ビジョン 北部（薦原、美旗、比奈知、すずらん台、桔梗が丘） 中部（名張、鴻之台・希央台、蔵持、梅が丘、つつじが丘） 南部（錦生、赤目、箕曲、百合が丘、国津） |
| 地域政策室 | ゆめづくり協働事業の推進 「新しい公」の基本方針に関すること 地域予算の制度設計に関すること |
| 地域経営室 | 地域づくり組織、基礎的コミュニティに関すること 公民館等の管理運営に関すること 市民活動に関すること |

平成28年4月 行政組織の改編

地域部と生活環境部を統合し「地域環境部」となる。

※ 地域環境部組織体制



※ 地域環境部長
地域担当監

部の統括
地域づくり活動の促進、地域ビジョン
北部（薦原、美旗、比奈知、すずらん台、桔梗が丘）
中部（名張、鴻之台・希央台、蔵持、梅が丘、つつじが丘）
南部（錦生、赤目、箕曲、百合が丘、国津）

地域経営室

ゆめづくり協働事業の推進
「新しい公」の基本方針に関すること
「新しい法人制度」の創設に関すること
地域予算の制度設計に関すること
地域づくり組織、基礎的コミュニティに関すること
市民センターの管理運営に関すること
市民活動に関すること

地域づくり代表者会議

地域づくり代表者会議は、地域づくり組織相互の連携を図るため、15の地域づくり組織の代表者で構成し以下の活動を行います。(地域づくり組織条例施行規則第4条)

- (1) 地域づくり組織相互の連絡、調整、意見交換、研修等に関する事。
- (2) 地域づくり組織の活動に関する報告会を行う事。
- (3) 地域づくり組織及び基礎的コミュニティの課題解決に関する事。
- (4) 市との連絡調整に関する事。

【 定例的な会議、活動 】

- 代表者会議・・・おおむね2ヶ月に1回開催（緊急に開催する場合もあり）
- 名張市議会との懇談会
- 新春懇談会・・・市長、議長、警察署長と懇談
- 実践交流会・・・2～3月頃開催（各地域から5～10人参加し交流、意見交換）
- 視察研修・・・年1回実施（先進地を訪問し、事例研究、意見交換を実施）

【 平成28年度の活動内容 】

| 月 日 | 活 動 内 容 |
|--------|--|
| 6月 1日 | 第1回 地域づくり代表者会議 ・役員の選出 ・地域課題等に関する協議及び情報交換 ◎桔梗が丘地域から「提言書」（市、県議、教育委員会あて）提出の報告 |
| 8月 4日 | 地域づくり代表者と市議会議員との懇談会 出席：地域づくり代表者15名 市議会議員18名 事務局 ・議題「市議会や議員に期待すること」 |
| | 第2回 地域づくり代表者会議 ・地域課題等に関する協議及び情報交換 ◎「避難場所について」 ◎「警察による地域パトロール強化の要請について」 ◎「地域で取り組んでいるボランティアによる子育て世代及び高齢者支援活動の継続について」 ◎「小学校の統廃合により発生する校舎等遊休施設の今後の活用及び管理について」 ◎「名張ゆめづくり協働塾の実施内容について」 |
| 10月17日 | 第3回 地域づくり代表者会議 ・地域課題等に関する協議及び情報交換 ◎「三重県自治連合会を退会することについて」 ◎「自主防災体制の充実・強化に関する提言書について」 ◎「地域づくり代表者会議研修会について」 |
| 10月27日 | 地域福祉教育総合支援システムに伴うエリアネットワーク会議 地域づくり組織をはじめとする関係機関・団体等からの取組み発表 |
| 11月11日 | 「自主防災体制の充実・強化に関する提言書」 地域づくり代表者会議四役から市長に提出 |
| 11月13日 | 地域福祉教育総合支援システムキックオフ大会 シンポジウム「多機関協働による地域まるごと福祉・教育構想について」 |
| 11月24日 | 地域づくり代表者会議 視察研修 7市合同地域研修会（会場市：兵庫県尼崎市） 参加市：伊賀市 名張市 朝来市 雲南市 東近江市 大津市 尼崎市 各地域からの発表及び意見交換 ＊一般社団法人 青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会が発表 |

平成29年度 地域づくり

| 地域名 | 地域づくり組織名 | (※設置年月日) 設置年月日 | 役員等 |
|------------|--------------------|----------------------------|---|
| 名張 | 名張地区 まちづくり推進協議会 | (平成15年6月29日) 平成21年5月17日 | 役員18名(会長1名 副会長5名 理事11名 会計1名) 監事2名 |
| 鴻之台 希央台 | 中央ゆめづくり協議会 | 平成22年5月23日 | 役員19名(会長1名 副会長2名 書記1名 会計1名 委員14名) 監事3名 顧問4名 代議員23名…総会 |
| 蔵持 | 蔵持地区 まちづくり委員会 | (平成15年4月1日) 平成21年5月17日 | 運営委員17名(会長1名 副会長2名 会計1名 書記1名 運営委員11名 事務局1名) 監事2名 顧問2名 評議員(まちづくり委員会委員全員)…総会 |
| 梅が丘 | 川西・梅が丘 地域づくり委員会 | (平成15年7月27日) 平成21年8月2日 | 理事15名 役員 会長1名 副会長1名 事務局長1名 会計2名 書記1名 各専門部会長9名、市民センター館長1名、団体代表6名 事務局1名 監査役2名 代議員74名…総会 |
| 薦原 | 薦原地域づくり委員会 | (平成15年7月26日) 平成21年5月23日 | 役員19名(会長1名 副会長2名 理事14名 事務局長1名 事務局次長1名) 監事2名 顧問1名 |
| 美旗 | 地縁法人 美旗まちづくり協議会 | (平成15年8月31日) 平成21年6月27日 | 理事27名(会長1名 副会長3名 会計1名 監事2名 理事20名) |
| 比奈知 | ひなち地域 ゆめづくり委員会 | (平成15年9月25日) 平成21年5月10日 | 役員6名(会長1名 副会長3名(うち1名は総務を兼ねる) 書記1名 会計1名) 理事16名 |
| すずらん台 | すずらん台 町づくり協議会 | (平成15年8月31日) 平成21年4月26日 | 役員7名(会長1名 副会長3名 総務1名 書記1名 会計1名) 運営委員17名(各部会長4名 館長1名 理事(各員会委員長)6名 会計幹事2名 各部会副会長4名) |
| 錦生 | 地縁法人 錦生自治協議会 | (平成15年6月28日) 平成21年5月24日 | 役員9名(会長1名 副会長3名 書記1名 会計1名 市民センター長1名 参与2名) 評議員62名(うち理事21名)⇒部会構成員 監事2名 |

組織の概要（組織構成等）

名張市人口：79,926人 平均年齢：47.6歳
 15歳未満人口：9,497人(11.9%)
 65歳以上人口：24,179人(30.3%)
 75歳以上人口：10,912人(13.7%)

| 組織構成等 | 地域ビジョン まちづくりの将来像 | (人口：平成29年1月1日現在) |
|---|---|---|
| 総会/役員会/理事会/専門部会会議/ワーキング会議/生涯学習推進委員会 専門部会⇒防災部会、道路・交通・安全対策交流部会、まちなか文化・景観部会、ふれあい交流部会、区長部会 地域ビジョン推進プロジェクトチーム | 名張の原風景と人情が息づく魅力あるまち 平均年齢：51.1歳 | 平成29年人口：6,166人 15歳未満人口：554人(9.0%) 65歳以上人口：2,280人(37.0%) 75歳以上人口：1,333人(21.6%) |
| 総会(代議員制)/役員会-専門部会/地域ビジョン推進委員会/中央ゆめづくり運営委員会 専門部会⇒地域事業部会、福祉厚生部会、広報文化部会、環境保全部会、防災防犯部会 | みんながつどい、いつまでも住み続けたいまち 平均年齢：34.8歳 | 平成29年人口：2,676人 15歳未満人口：494人(18.5%) 65歳以上人口：220人(8.2%) 75歳以上人口：110人(4.1%) |
| 総会/まちづくり運営委員会-コミュニティ部会/事業部会 事業部会⇒環境部会、健康・子ども部会、福祉部会、安全・防災部会、文化・広報部会 | 都市機能と緑あふれる田園風景の共存するまち-新しいふるさと創造へ 平均年齢：45.3歳 | 平成29年人口：3,568人 15歳未満人口：477人(13.4%) 65歳以上人口：984人(27.6%) 75歳以上人口：443人(12.4%) |
| 総会(総会代議員)/役員会/コミュニティ理事会/専門部会 専門部会⇒地域振興部会、文化・スポーツ部会、防犯・防災部会、環境衛生部会、福祉部会、広報部会 | 安全、安心、ふれあい、友愛の住みよいまち 平均年齢：45.5歳 | 平成29年人口：7,015人 15歳未満人口：741人(10.6%) 65歳以上人口：1,445人(20.6%) 75歳以上人口：555人(7.9%) |
| 総会/役員会-事務局/理事会/部会/専門委員会 部会⇒区長部会、企画部会、福祉厚生部会-配食サービス「こもちゃん」運営委員会、環境部会 専門委員会⇒薦原地域振興協議会、市民センター管理運営委員会、コミュニティバス運営委員会、薦原自主防災隊、薦原小学校放課後児童クラブ、薦原老人クラブ協議会、コモコモサポート運営委員会 | やすらぎのふるさと薦原 平均年齢：49.5歳 | 平成29年人口：2,073人 15歳未満人口：230人(11.1%) 65歳以上人口：706人(34.1%) 75歳以上人口：332人(16.0%) |
| 総会/役員会/理事会-事業部、企画総務部、美旗地域区長会、地域団体/美旗市民センター運営審議会/美旗地域コミュニティバス運営審議会/はたっこサポート運営審議会 事業部⇒地域文化振興部、児童育成部、環境部、健康部、福祉部、防犯防災推進部、女性部、田園ミュージアム部 企画総務部⇒ビジョン委員会、総務部 地域団体⇒名張市消防団美旗分団、美旗地区老人クラブ協議会、北部民生児童委員協議会 | 活力と潤いのあるまちづくり・人づくりを通じてひろがりのある地域を目指して 平均年齢：48.1歳 | 平成29年人口：8,168人 15歳未満人口：949人(11.6%) 65歳以上人口：2,532人(31.0%) 75歳以上人口：1,090人(13.3%) |
| 総会/役員会/理事会-市民センター管理運営委員会…なごみ実行委員会 ビジョン検討委員会-コミュニティビジネスの導入検討委員会 専門部会⇒健康福祉部会-比奈知地域福祉委員会、生活環境部会-東山ふれあいの森整備事業、安全防犯防災部会-ひなち地域パトロール隊、助っ人の会、健康、スポーツ部会-夢スポーツ広場、歴史民俗講座 | 住民の視点から人権が保障され安全・安心に暮らせる福祉の増進と生活環境の実現 平均年齢：48.5歳 | 平成29年人口：4,964人 15歳未満人口：596人(12.0%) 65歳以上人口：1,632人(32.9%) 75歳以上人口：749人(15.1%) |
| 総会/町づくり協議会-市民センター/役員会-市民センター管理運営委員会、運営委員、集会所運営委員会、行政委員、総務会、部会、専門委員会、すずらん台地区社会福祉協議会、どんと保存会 部会⇒安全防犯部会、環境設備部会、福祉青少年部会、地域交流部会 専門委員会⇒ライフサポートクラブ運営委員会、サロンきずな運営委員会、お茶屋運営委員会、きずな公園委員会、自主防災隊防災委員会 | 29年度活動方針 笑顔が絶えない活力のある町づくり・人づくりをめざして 平均年齢：47.0歳 | 平成29年人口：3,775人 15歳未満人口：435人(11.5%) 65歳以上人口：1,058人(28.0%) 75歳以上人口：359人(9.5%) |
| 総会/理事会/役員会/評議委員-部会 部会⇒区長部会、総務企画部会、環境保全部会、福祉厚生部会、文化生涯学習部会、地産地消部会 住民参加型活動⇒木の子の里錦生事業協議会、ほっとバス錦運営協議会、錦生市民センター運営委員会、錦生史跡保存会、ほっとサロン「錦」「友愛」、錦生地区自主防災隊、名張錦生ふるさとパーク推進委員会、錦生女性くらぶ、錦生クラブ | 29年度活動目標 1)子育て支援や移住、定住の促進と支援 2)地域産品、地域資源を活用した「錦生ブランド」の創出で住民に活力を 3)安全安心な地域を目指して、支え合いの地域福祉の推進 4)恵まれた地域の自然とあらゆる歴史、文化の次世代への伝承 平均年齢：55.0歳 | 平成29年人口：1,697人 15歳未満人口：100人(5.9%) 65歳以上人口：715人(42.1%) 75歳以上人口：382人(22.5%) |

平成29年度 地域づくり

| 地域名 | 地域づくり組織名 | (※設置年月日) 設置年月日 | 役員等 |
|-------|--------------------------------|---|---|
| 赤目 | 赤目まちづくり委員会 | (平成15年6月1日) 平成21年6月21日 | 役員6名(会長1名 副会長3名 書記1名 会計1名) 理事25名 監事2名 顧問2名 |
| 箕曲 | 箕曲地域づくり委員会 | (平成15年8月10日) 平成21年5月16日 | 役員6名(会長1名 副会長2名 書記1名 会計1名 幹事1名) 委員33名 監査委員2名 顧問2名 |
| 百合が丘 | 一般社団法人 青蓮寺・百合が丘 地域づくり協議会 | (平成15年4月1日) (平成18年4月1日再) 平成21年6月28日 | 理事29名(会長1名 副会長2名 会計1名) 代議員75名 監事(監査委員)4名…総会出席 |
| 国津 | 国津地区 地域づくり委員会 | (平成15年8月31日) 平成21年4月19日 | 理事8名(会長1名 副会長1名 会計1名) 監事2名 |
| 桔梗が丘 | 桔梗が丘 自治連合協議会 | (平成15年9月6日) 平成21年11月14日 | 理事17名(会長1名 副会長2名) 監事2名 評議員39名…総会 |
| つつじが丘 | つつじが丘・春日丘 自治協議会 | (平成15年6月28日) (平成17年8月20日再) 平成21年4月26日 | 〈つつじが丘〉 理事9名(会長1名 副会長2名)(平成29年度:組織改革継続) 会計監査員2名 〈春日丘〉 委員18名(会長1名 副会長3名 書記1名 会計1名) |

名張市人口： 79,926人 平均年齢：47.6歳
 15歳未満人口： 9,497人(11.9%)
 65歳以上人口：24,179人(30.3%)
 75歳以上人口：10,912人(13.7%)

組織の概要（組織構成等）

| 組織構成等 | 地域ビジョン まちづくりの将来像 | (人口：平成29年1月1日現在) |
|--|---|--|
| 総会/役員会/理事会/区長会部/公民館運営部会/専門部会 専門部会⇒青少年育成部会、地域活動部会、安全・環境活動部会、地域振興推進部会、福祉部会 | みんなで考え みんなでつくる 夢はぐくむ わがまち あかめ 平均年齢：51.9歳 | 平成29年人口：3,782人 15歳未満人口：344人(9.1%) 65歳以上人口：1,406人(37.2%) 75歳以上人口：682人(18.0%) |
| 委員会/役員会、区長会/市民センター管理運営部会/事業部 事業部⇒総務部、健康福祉部、環境部、防災防犯部、地域振興部、子ども育成部、 各イベント実行委員会 | どこにも誰にも『住みやすさ最優秀』の創造 平均年齢：47.6歳 | 平成29年人口：2,933人 15歳未満人口：295人(10.1%) 65歳以上人口：871人(29.7%) 75歳以上人口：443人(15.1%) |
| 総会(代議員制)/理事会/執行役員会/特別委員会/専門部会/コミュニティ部会 専門部会⇒生活環境部会、ふれあい交流部会、教育文化部会、福祉・健康部会 事務局⇒総務部、顧問、資産管理委員会、広報部 コミュニティ部会⇒青蓮寺自治会、南百合が丘・百合が丘13自治会 市民センター管理運営(個別採算) | 豊かな自然と触れ合い安全安心・生きがいを感じるまちとなるために 平均年齢：45.7歳 | 平成29年人口：7,512人 15歳未満人口：973人(13.0%) 65歳以上人口：1,933人(25.7%) 75歳以上人口：795人(10.6%) |
| 総会/理事会/委員会 委員会43名(区長、各種団体の代表、区長推薦者) | 山・里の豊かさを「くらし」に活かす地域づくり 平均年齢：64.0歳 | 平成29年人口：644人 15歳未満人口：16人(2.5%) 65歳以上人口：373人(57.9%) 75歳以上人口：242人(37.6%) |
| 総会(評議員制)/理事会/自治連合会-委員会、事業部会、プロジェクト事業部/市民センター/市民センター運営審議会/市民センター運営委員会/事務局 委員会⇒総務委員会、企画運営委員会、広報委員会 事業部会⇒健康推進部会、住民交流部会、教育文化部会、生活安全部会、快適環境部会、地域福祉部会 | 人の心が織りなす幸せ社会” ほっとまち”桔梗が丘 平均年齢：47.7歳 | 平成29年人口：13,898人 15歳未満人口：1,911人(13.8%) 65歳以上人口：4,524人(32.6%) 75歳以上人口：2,071人(14.9%) |
| 《つつじが丘自治会》 総会/評議員会/理事会/事業部、総務部、専門委員会(組織改革委員会、地区計画検討委員会) 事業部⇒生活安全部-※生活安全員、環境部-※環境員、文化レクスボ部、健康福祉部、子ども育成部 ※28年度組織改革 総務部⇒企画部、管理部 《春日丘自治会》 総会/役員会/専門部会/自治会館管理運営委員会/自主防災組織/活動・事業別実行委員会 専門部会⇒総務部、広報部、環境部、安全部、福利厚生部、地域振興部、子ども育成部 《つつじが丘・春日丘自治協議会》 地域ビジョン推進委員会 | このまちにずっといたい！ ～誰もが胸をはって住みたくなるまちづくり～ 平均年齢：47.6歳 | 平成29年人口：11,055人 15歳未満人口：1,382人(12.5%) 65歳以上人口：3,500人(31.7%) 75歳以上人口：1,326人(12.0%) |

※カッコ内は、旧条例(名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例)に基づく「地域づくり委員会」を設置した年月日

※役員等、組織構成等は各地域づくり組織の平成29年度総会資料等より抜粋

※地域ビジョン：平成28年度策定 新・理想郷プラン(基本構想)より

平成29年度 ゆめづくり

| 地域づくり組織名 | 地域交付金 | | | |
|----------------------------|------------|---------------------|------------|-----------|
| | 基本額 ※1 | コミュニティ 活動費 ※2 | 特別交付金 | |
| | | | 地域事務費 | 地域調整額 |
| 名張地区まちづくり推進協議会 | 2,590,000 | 3,076,200 | 3,200,000 | 300,000 |
| 中央ゆめづくり協議会 | 1,520,000 | 1,505,200 | 1,500,000 | 300,000 |
| 蔵持地区まちづくり委員会 | 1,793,000 | 1,295,600 | 1,500,000 | 300,000 |
| 川西・梅が丘 地域づくり委員会 | 2,850,000 | 2,858,000 | 2,350,000 | 300,000 |
| 薦原地域づくり委員会 | 1,335,000 | 1,190,600 | 1,500,000 | 400,000 |
| 地縁法人 美旗まちづくり協議会 | 3,203,000 | 3,670,600 | 3,200,000 | 300,000 |
| ひなち地域ゆめづくり委員会 | 2,221,000 | 1,574,800 | 1,500,000 | 300,000 |
| すずらん台町づくり協議会 | 1,857,000 | 1,143,000 | 1,500,000 | 300,000 |
| 地縁法人 錦生自治協議会 | 1,220,000 | 1,406,400 | 1,500,000 | 400,000 |
| 赤目まちづくり委員会 | 1,859,000 | 1,726,400 | 1,500,000 | 300,000 |
| 箕曲地域づくり委員会 | 1,594,000 | 1,068,800 | 1,500,000 | 400,000 |
| 一般社団法人 青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会 | 3,006,000 | 2,863,200 | 2,350,000 | 300,000 |
| 国津地区地域づくり委員会 | 897,000 | 1,001,800 | 1,500,000 | 500,000 |
| 桔梗が丘自治連合協議会 | 4,960,000 | 5,107,600 | 4,700,000 | 300,000 |
| つつじが丘・春日丘自治協議会 | 4,088,000 | 3,375,000 | 3,200,000 | 300,000 |
| 合 計 | 34,993,000 | 32,863,200 | 32,500,000 | 5,000,000 |

※1 基本額・・・以下の①及び②の合計額

①基本額総額の3割を15地域で均等割(基本額総額×0.3÷15)

②基本額総額の7割を人口按分

(基本額総額×0.7)×地域人口÷市人口総数

※2 コミュニティ活動費・・・以下の①～③の合計額

①地区代表者協力事務費

72,000円×基礎的コミュニティ数(4月1日現在)

②地区活動費(コミュニティ対応分)

25,000円×基礎的コミュニティ数(4月1日現在)

③地区活動費(人口対応分)

200円×地区人口(1月1日現在)

地域交付金等額一覧

単位(円)

| 地域交付金 合計 | 市民センター 指定管理料 ※3 | 総計 | 地域内 人口(人) ※4 | 基礎的 コミュニティ数 | 地域の特徴 |
|-------------|-----------------------|-------------|--------------------|----------------|------------------------|
| 9,166,200 | 8,122,680 | 17,288,880 | 6,166 | 19 | 中心市街地 |
| 4,825,200 | 3,691,440 | 8,516,640 | 2,676 | 10 | 市役所所在地/新市街地 |
| 4,888,600 | 4,257,360 | 9,145,960 | 3,568 | 6 | 農村部と住宅団地 |
| 8,358,000 | 5,258,520 | 13,616,520 | 7,015 | 15 | 住宅団地と農山村部 |
| 4,425,600 | 4,741,200 | 9,166,800 | 2,073 | 8 | 農山村部と住宅団地 |
| 10,373,600 | 9,685,440 | 20,059,040 | 8,168 | 21 | 農村部と住宅団地 |
| 5,595,800 | 5,064,120 | 10,659,920 | 4,964 | 6 | 農村部と住宅団地 |
| 4,800,000 | 5,357,880 | 10,157,880 | 3,775 | 4 | 住宅団地 |
| 4,526,400 | 4,453,920 | 8,980,320 | 1,697 | 11 | 農山村部 (一部住宅団地) |
| 5,385,400 | 4,883,760 | 10,269,160 | 3,782 | 10 | 農村部と住宅団地 |
| 4,562,800 | 4,606,200 | 9,169,000 | 2,919 | 5 | 農山村部(一部住宅団地) と沿道商業地 |
| 8,519,200 | 6,539,400 | 15,058,600 | 7,526 | 14 | 住宅団地と農山村部 |
| 3,898,800 | 3,624,480 | 7,523,280 | 644 | 9 | 農山村部 |
| 15,067,600 | 11,009,520 | 26,077,120 | 13,898 | 24 | 住宅団地 |
| 10,963,000 | 8,091,360 | 19,054,360 | 11,055 | 12 | 住宅団地 |
| 105,356,200 | 89,387,280 | 194,743,480 | 79,926 | 174 | |

※3 市民センターの指定管理料
(市民センター事業運営費+建物維持管理費+地域事務員人件費)
ただし、中央ゆめづくり協議会(鴻之台・希央台地域)は事業委託料

※4 平成29年1月1日現在の住民基本台帳による

平成28年度 地域別事業一覧表

※事業実績報告及び定期総会資料から抜粋

| | ①自主防犯、自主防災 | ②人権、健康、福祉 | ③環境、景観の保全 | ④高齢者の生きがいづくり | ⑤子どもの健全育成 |
|-----------------------|--|--|--|---|--|
| 名張地区まちづくり推進協議会 | <p>【防災部会】 防災会議5回 防災講演会参加(6/7 8/21 2/26) 市防災訓練(11/19) 被災建物に対する応急業務協定所説明会(12/20)</p> <p>【区長部会】 合同・青少年防犯夜間パトロール</p> | <p>【ふれあい交流部会】 スポーツ事業 ノルディックウォーキング(3回/年) グランドゴルフ(1回/年)</p> | <p>【道路・交通・安全対策交流部会】 会議6回 花いっぱい運動 向こう三軒両隣 花づくりモデル地区 迷惑駐車一掃キャンペーン(12/22)</p> <p>【まちなか文化・景観部会】 河岸整備作業(エコロード、大谷)</p> | <p>【ふれあい交流部会】 地域交流事業 サロン支援事業</p> <p>【区長部会】 「敬老の日」行事</p> | <p>【ふれあい交流部会】 キッズスクエア事業 放課後児童クラブ「なばりっこ」支援</p> |
| 中央ゆめづくり協議会 | <p>【防犯防災部会】 防災講演会参加(6/7 6/18) みんなで学ぼうさい(7/3 1/22) 地区合同パトロール、地域内パトロール 市総合防災訓練、避難訓練、普通救命講習会 ☆国、県の防災大賞受賞</p> | <p>・3号公園の有効活用 (スポーツ・ウォーキング等) ・「餅つき大会」</p> | <p>【環境保全部会】 ベゴニア・バンジー植栽 公園草刈、トイレ清掃、駐車場管理 委託除草事業 ・家庭用ゴミの減量化や資源ごみの分別指導</p> | <p>【福祉厚生部会】 敬老のつどい(9/18) ・友愛訪問 ・高齢者教室への支援</p> | <p>【福祉厚生部会】 クリスマス会(12/10) 「きらきらひろば」への助成 ・かぶと虫の飼育学習 ・小学校下校サポート</p> |
| 蔵持地区まちづくり委員会 | <p>【安全・防災部会】 防災器具点検(4/9) 市総合防災訓練(11/19) 青色防犯パトロール(随時) 青色防犯パトロール隊 表彰</p> | <p>【福祉部会】 地藏さんめぐり(8/12,14) 「なばりカレッジ講座」(9/25) スマイルキッズ芋ほり(10/31) 寄せ植え講習会(12/16) 蔵持小ボランティア懇談会(2/23)</p> | <p>【環境部会】 名張クリーン大作戦(5/15) 第12回ウォークラリー大会 地区環境美化活動(12/18)</p> | <p>・老人クラブのイベント参加</p> | <p>【健康・子ども部会】 くらっこ広場七夕飾りづくり(6/13) くらっこ広場七夕会(6/23) 赤い羽根共同募金(10/1) 「パパとじいじのための子育て教室」 協賛(10/16)</p> |
| 川西・梅が丘地域づくり委員会 | <p>【防犯・防災部会】 防犯パトロール(67回 延517人) 駅前交番連絡協議会参加 救急救命講習、防犯カメラの管理</p> <p>【自主防災隊】と地域防災訓練(7/3) 市総合防災訓練(11/19)ブルー紐活用</p> | <p>【福祉部会】 「憩茶屋」の運営 (仮)ライフサポート特別委員会設置</p> | <p>【環境衛生部会】 枝垂れ梅の維持管理及び除草 農道の犬糞清掃(約30名参加) 環境美化活動サークル支援</p> | <p>【福祉部会】 地区敬老会行事協賛</p> | <p>【福祉部会】 「ナウラ」支援(有償ボランティアによる)</p> |
| 薦原地域づくり委員会 | <p>【自主防災隊】 市総合防災訓練 防災備品保管庫の設置 北中学校の指定避難所運営会議 防災関係研修会参加(担当役員)</p> <p>【環境部会】 ○防犯事業</p> | <p>【福祉厚生部会】 ○地域福祉事業 「わいわいサロン」 配食サービス「こもちゃん」 ○スポーツ推進事業 ○健康福祉事業</p> | <p>【環境部会】 ○環境安全事業 環境パトロール ○地域の美化活動 ギフチョウ生息地環境づくり ○支援事業</p> | <p>【福祉厚生部会】 ○敬老の日事業 ・シングルライフの集い ・高齢者学級(4回/年) ・グランドゴルフ大会</p> | <p>【福祉厚生部会】 ○青少年育成事業 鮎つかみ/スイカ割り 夏休み親子ハイキング 園児との交流会</p> |
| 地縁法人美旗まちづくり協議会 | <p>【防犯防災推進部】 安全サポータージャンパーの配布 防犯灯設置の補助 飛び出し注意看板の設置 事前避難所開設・運営訓練(8/21) 美旗地域防災訓練(11/19) 桔梗が丘交番地域連絡協議会(2回/年) 年末特別警戒(12/29) 防災研修会(1/29)</p> | <p>【健康部】 みはた元気隊(11回/年) 市がん検診(まちの保健室と協働)(8/27) 敬老の日のお祝いメッセージ 美旗市民ゴルフ大会(10/26) 健康散策ツアー(10/30) 観阿弥ウォーク(11/6) 高齢者のつどい「ご長寿寄席」(2/12) 世代間交流事業 グランドゴルフ大会(3/26)</p> | <p>【環境部】 通学路安全キャンペーン(5/15) めだか池の整備活動(8回/年) 小波田川の花の散歩道維持活動(3回/年) わくわく芋作り そば作り</p> | <p>【福祉部】 赤い羽根共同募金活動(11/23) 一人暮らし高齢者対象事業 高齢者サロン事業 「美旗ふれあいいきいきサロン」 子育てサロン事業 「みはたっこ」 託児支援 みはたすくすく 福祉施設支援</p> | <p>【児童育成部】 (児童を対象にした体験活動、児童参加行事のサポート) 夏祭り(8/6) 児童約30名 市民センター祭り 児童約140名 はたっこ号試乗会 昼食づくりウォークラリー どんど準備作業(1/14)児童約30名 世代間交流事業(3/26)児童6名</p> |
| ひなち地域ゆめづくり委員会 | <p>【安全部会】 防犯パトロール(7月～3月) 防犯強化月間パトロール(8月～9月) ノボリの設置 安全グッズの貸し出し 市防災訓練 小学校との協働訓練</p> | <p>【健康福祉部会】 まちじゅう元氣リーダーを中心 ひなち健康フェスティバル開催 生活習慣病・出前がん講演・定期健診</p> <p>【スポーツ振興部会】 ファミリースポーツ大会、ソフトボール大会 ゲートボール大会、グランドゴルフ大会</p> | <p>【環境部会】 サミットクリーン作戦 ゆめづくりクリーン作戦(12/18) 東山公園 整備事業</p> | <p>【健康福祉部会】 地区別敬老祝賀会助成</p> <p>【地域福祉員会】 各地区老人クラブ、いきいきサロン助成 友愛訪問・つどい</p> | <p>【地域福祉委員会】 ひなちクリスマス会 赤ちゃん訪問(新生児支援)</p> |
| すずらん台町づくり協議会 | <p>【安全防犯部会】(部会開催8回) すずらん台3大事業の警備 青色パトロール隊(1回/週) 資格者講習会開催(11/12) つづしが丘交番連絡協議会(3回/年) 歳末パトロール(12/30)</p> <p>【自主防災隊】</p> | <p>【地区社会福祉協議会】 まちの保健室との連携 災害時要援護者支援体制づくり 葉の勉強会 見守り支援ネットワークづくり</p> | <p>【環境設備部会】(部会開催6回) 名張クリーン大作戦(5/15)90名 地域内の除草及びびー斉清掃(2回/年) 7号公園清掃の除草(2回/年) 落ち葉大作戦(12/5) 街路樹剪定</p> | <p>【福祉青少年部会】 敬老会(9/18)約160名</p> <p>【地区社会福祉協議会】 高齢単身者の交流会</p> | <p>【福祉青少年部会】(部会開催5回) 炊き出し訓練(自主防災隊の協力) ラジオ体操開催支援(夏休期間) バリアフリー現役プロジェクト事業 側面支援 小学生「命の笛」贈呈</p> |

平成28年度 地域別事業一覧表

※事業実績報告及び定期総会資料から抜粋

| ⑥地域文化の継承、創出 | ⑦コミュニティビジネス | ⑧住民交流、地域振興 | ⑨その他 | |
|---|---|--|--|------------------------------|
| <p>【まちなか文化・景観部会】 歴史文化 道標根粒2基 名張藤堂屋敷のジオラマ制作 地域文化講座開催等</p> <p>【区長部会】 「なばり秋まつり」イベント参加 やなせ宿支援</p> | <p>地域支えあい事業 「隠おたがいさん」</p> | <p>名張地区夏まつり(8/5) 隠街道市(10/8,9) 市民センターまつり(3/11,12)</p> | <p>「ひやわん」による地域除法発信 先進地視察研修(なばりの歴史) 【ふれあい交流部会】 隠まちなかプロジェクト事業 名張地区春季戦没者追悼式</p> | <p>名張地区まちづくり推進協議会</p> |
| <p>「うらじゃ音頭」の啓発</p> | | <p>【地域事業部会】 夏まつり(8/27) ・春と秋の収穫祭 ・野方コンサート・昆虫館での飼育学習</p> | <p>【広報文化部会】 各事業の記録保存 広報紙「こうきだより」発行(6回/年) 【地域ビジョン推進委員会】 シンボル公園の環境整備 他 【中央ゆめづくり館運営委員会】</p> | <p>中央ゆめづくり協議会</p> |
| <p>【文化・広報部会】 蔵持まちづくり通信発行(3回/年) バスの乗り方教室(7/7) 蔵持小 伝統文化歴史教室(10/7) ・地域の夏祭り、秋祭り</p> | <p>・蔵清水の井戸(防災井戸)</p> | <p>【まちづくり委員会】 敬老の日行事 支援 第12回ウオークラリー大会(10/29) 市民センター祭り(11/20) レトルト事業準備事業</p> | <p>蔵持市民センター管理運営事業</p> | <p>蔵持地区まちづくり委員会</p> |
| <p>【文化・スポーツ部会】 郷土伝統文化の継承活動支援 スポーツを通じた健康増進等の活動支援</p> | <p>・駐車場事業</p> | <p>【地域振興部会】 「川西・梅が丘フェスタ」(11/13) 地元産野菜の販売(フェスタにて) 「新春笑ろうて走ろう会」(1/2) 各地区夏祭りへの支援 梅まつり</p> | <p>【広報部会】 広報誌の毎月発行 役員名簿・民生児童委員名簿の編集配布 facebookの適時更新</p> | <p>川西・梅が丘地域づくり委員会</p> |
| <p>・こもこもふれあい祭り ・写真コンクール ・薦原小 農業体験教室</p> | <p>【コミュニティバス運営委員会】 コモコモ号運行 コミュニティカフェ</p> | <p>【企画部会】 ○助成事業・コモコモ号運営委資金助成 ・バス停に屋根とベンチ設置(協働事業) ○市民センター支援事業 ふれあい祭り共催 ○広報活動事業 広報誌発行 2回/年</p> | <p>【区長部会】 戦没者追悼式 地区敬老会助成 薦原地域振興協議会 ・地区民運動会</p> | <p>薦原地域づくり委員会</p> |
| <p>【地域文化振興部】 お月見コンサート(10/8) 観阿弥祭支援(11/6) どんど(1/15) クラシック音楽の調べ(3/18) 美旗歴史クラブ(10回/年) 美旗の語り部(9回/年) 常夜灯案内看板設置(2か所) ・美旗夏祭り ・観阿弥祭</p> | <p>【はたっこサポート運営協議会】 はたっこサポート事業</p> | <p>【女性部】 女性の目線で見たまちづくり活動 各事業部の活動のサポート 【田園ミュージアム部】 市有地有効活用として 農園ゾーン及び多目的広場等の整備</p> | <p>【女性部】 各事業部の活動サポート 【企画総務部】 総務部… 広報紙、HP、facebook 市民センター祭り ビジョン委員会…ゆめづくり協働事業 他 【美旗地域区長会】 まち協、行政等との連絡調整</p> | <p>地縁法人美旗まちづくり協議会</p> |
| <p>竹を送る会助成</p> | | <p>ビジョン⑤ ひなち地域支えあいセンター 「なごみ」開所(9月) 「助っ人の会」活動</p> | <p>市民センター運営 「広報 ひなち」毎月発行 ホームページ、facebook更新</p> | <p>ひなち地域ゆめづくり委員会</p> |
| | <p>【ライフサポートクラブ運営委員会】 コミュニティバス運行 生活支援 ・資源ごみの回収</p> | <p>【地域交流部会】(部会開催7回) 夏祭り(8/6) 【サロン「きずな」運営委員会】 【きずな公園委員会】 【西1番町お茶屋運営委員会】 ・どんど、市民センターまつり</p> | <p>・「町づくりニュース」による情報発信 【市民センター管理運営委員会】 【集会所管理運営委員会】</p> | <p>すずらん台町づくり協議会</p> |

平成28年度 地域別事業一覧表

※事業実績報告及び定期総会資料から抜粋

| | ①自主防犯、自主防災 | ②人権、健康、福祉 | ③環境、景観の保全 | ④高齢者の生きがいづくり | ⑤子どもの健全育成 |
|---|---|---|--|---|--|
| 地縁法人 錦生自治協議会 | ・市総合防災訓練(11/19 約300名) ・防犯灯設置 【自主防災隊】 | 【文化振興部会】 ・ウォーキング大会(11/6 約90名) 【総務企画部会】(区民運動会実行委員会) ・区民運動会(10/1 約300名) | ・名張クリーン大作戦(5/15約400人) 【環境保全部会】 ・応急手当講習会(1/28) | 【福祉厚生部会】 ・高齢者交流会(7/14 対象者65名) ・ひとり暮らし高齢者のつどい (10/17 対象者27名) 「敬老の日」行事 | こども料理教室 保育所交流会 バルーン作り |
| 赤目まちづくり 委員会 | 【安全・環境活動部会】 地域防災訓練(中) 市総合防災訓練 年末特別警戒 ・小学生の登下校見守り | 【福祉部会】 サンサンカラー(偶数月 第3木曜) 忍たま広場 健康体操講座(各地区集会所) まちじゅう元気プロジェクト ・人権講演会 | 【安全・環境活動部会】 登下校支援、命の笛贈呈 名張クリーン大作戦 地域内美化活動(赤目中) 植栽事業(通年) 【梅林保全事業】 | 【青少年育成部会】 園児と高齢者とのふれあい 【福祉部会】 ひとり暮らし高齢者の集い(10/27) 歳末訪問(12/22) ・映画会(毎月) | 【青少年育成部会】 小学校学習園ボランティア こども映画会、日帰りキャンプ 子ども盆踊り、科学教室、紙芝居鑑賞会 星空観察、壱輪づくり、授業協力 ふれあいフェスティバル(10/29) 【更生保護女性会】 あいさつ運動 他 |
| 箕曲地域づくり 委員会 | 【防災防犯部】 市防災講演会参加(6/7) 地域防災訓練(11/19) 各イベントにおける警備 年末特別警戒(消防団) ・防犯灯の新規設置とLED化 | 【健康福祉部】 特定健診と結果説明会(7/22,8/29) 箕曲文化祭で健康チェック(12/3) 健康の集い(3/22)ノルディックウォーキング 各地区健康教室開催 まちじゅう元気!プロジェクト参加 | 【環境部】 通学路のバトロールと草刈(6・9月) 名張クリーン大作戦 地域環境推進員によるごみ収集見守り 地区内の清掃活動の徹底 | 各地区敬老会助成 友愛訪問 サロン開催 文化祭出品 | 【子ども育成部】 子育てサロン「ももちゃん広場」第4火曜 夏休み限定「すももくらぶ」4回 夏休み親子体験教室(8/20) 箕曲文化祭 マスコット作り(12/3) みのわから子供向け絵本等の編集 |
| 一般社団法人 青蓮寺・百合が丘 地域づくり協議会 | 【安全防災防犯委員会】 総合防災訓練 緊急家族連絡簿の更新 防災アンケートの実施 青色回転灯防犯バトロール | 【教育文化部会】 ノルディックウォーキング体験学習会 【福祉健康部会】 地域貢献促進事業(地域功労者表彰) ゆりバス運行 【ゆりの花事業】(配食サービス) | 【生活環境部会】 クリーンゆり、ゆりボバイ、ガーデン ひまわりとの共同作業(年間活動) (地域内清掃、除草、剪定、種まき・植栽等) | 【福祉健康部会】 交流サロンの運営 ふれあいサロン「ゆこゆこ」事業 | 【教育文化部会】 百合小あいさつ運動の推進 学習支援「ほめほめ隊」の活動 ☆文部科学大臣表彰受賞 百合小和太鼓隊の活動 百合小こどもクラブの活動 クリスマスフェスタ2016 ほか |
| 国津地区 地域づくり委員会 | ・市総合防災訓練(11/19) ・危険箇所報告会(11/19) 【防犯部会】、【防災部会】 | ・集団検診開催(10/31) ・集団検診結果説明(11/28) | ・ふるさと館周辺環境整備(2回/年) | ・地区敬老会(9/19) ・90歳以上高齢者友愛訪問(2/1) ・一人暮らし老人の集い(3/5) | ・世代交流事業 |
| 桔梗が丘 自治連合協議会 | 【生活安全部会】 普通救命講習会(2回/年) 防犯バトロール隊 命の笛贈呈 各地区防災訓練 消火栓ホース格納箱設置及び訓練 | 【健康推進部会】 ききょう健康まつり(11/13) ニュースポーツ世代間交流事業(3/25) 体操会との協働開催 ききょう健康講座 市集団検診 【地域福祉部会】 高齢者、障害者宅への友愛訪問等 | 【快適環境部会】 ○環境を守る活動 桔梗花いっぱい運動 名張クリーン大作戦(5/15) ○環境を知る活動 桔梗の森公園の植樹、ハイキング いきものウォッチング(3回) 「季節の便り」市民センター、東屋に掲示 | 【健康推進部会】 敬老の日の行事(9/19) 【地域福祉部会】 年末友愛訪問 高齢者のつどい いきいきサロン 配食と見守りの協働事業 | 【教育文化部会】 桔'ずセミナー(夏休み4回 冬1回) こころの思い発表会(10/23) ふるさと歴史ハイキング(11/2) 読み聞かせ事業(毎月月曜) 絵本展(7/19~24) 【地域福祉部会】 赤ちゃん、ちびっ子「なかよし ひろぼ」 |
| つつじが丘・春日 丘自治協議会 | 【つつじが丘 生活安全部】 生活安全員(専任化) 防災・減災 安否確認カード 等 防災訓練(11/19) 8,074人 救命講習 33名 防災体験学習 31名 市防災チェックシートのアンケート 交通安全対策 講習会開催等 【春日丘 安全部】【自主防災組織】 防犯街灯の維持管理 交通安全活動 防災・防犯活動 | 【つつじが丘 健康福祉部】 「子どもを守る家」登録参加を促進 「敬老の日」園児メッセージカード 健康支援事業(春日丘地区協働) 認知症サポーター養成講座 6/26 集団がん検診 8/28 ずーっと元気健康教室 10回/年 特定健診 8/21 遊んでだーこ 9/24 ふれあい交流会 11/24 【春日丘 福利厚生部】 敬老行事、一般募金募集活動 | 【つつじが丘 環境部】 環境員(専任化) 町内美化事業の助成金制度 空き地の適正管理促進 南中 つつじ小クリーンキャンペーン協賛 名張クリーン大作戦(5/29) フンゼロ運動 【春日丘 環境部】 ごみ集積所清掃当番 クリーン大作戦 地区内清掃(3回/年) 不法投棄監視(1回/月) | | 【つつじが丘 子ども育成部】 子どもフェスタ 5/15 コミュニティスクール関連講習会等 8月~2月 南中学校区人権教育推進協議会 学校支援地域事業本部事業 【春日丘 子ども育成部】 夏祭り実行委員会へ参加 【春日丘】 つつじが丘幼稚園、小学校、南中学校 との交流 |

平成28年度 地域別事業一覧表

※事業実績報告及び定期総会資料から抜粋

| ⑥地域文化の継承、創出 | ⑦コミュニティビジネス | ⑧住民交流、地域振興 | ⑨その他 | |
|--|--|--|---|--|
| <p>【地産地消部会】/【文化振興部会】</p> <p>・いきいき料理教室(7/6 12/12)</p> <p>【文化振興部会】</p> <p>・家庭料理大集合(2/19 出品作32品)</p> | <p>【木の里錦生事業協議会】</p> <p>木の里錦生生産センター運営</p> <p>【ほっとバス錦運営協議会】</p> <p>・コミュニティバス運行(年間)</p> | <p>・親睦ゴルフ大会(6/30 11/30)</p> <p>【文化祭実行委員会】</p> <p>・地区文化祭(11/26)</p> <p>【福祉厚生部会】</p> <p>・もちつき大会(12/18 約60名)</p> | <p>【総務企画部会】</p> <p>・ほっと錦だより発行(3回/年)</p> <p>【錦生市民センター運営委員会】</p> | <p>地縁法人 錦生自治協議会</p> |
| <p>【地域振興部会】</p> <p>旅のステーション、散策サポーター活動 歴史勉強会</p> | <p>【コミュニティバス推進協議会】</p> <p>小委員会開催</p> | <p>【地域活動部会】</p> <p>ソフトボールリーグ(年間)</p> <p>ふれあいサロン</p> <p>赤目夏まつり(8/6)</p> <p>ふるさとウオークinあかめ(2/25)</p> <p>ソフトボールリーグ大会(10/2)</p> | <p>【区長会部】</p> <p>各部会事業と連携</p> <p>【市民センター】</p> <p>生涯学習活動</p> | <p>赤目まちづくり 委員会</p> |
| <p>【実行委員会】</p> <p>箕曲夏祭り(8/20)</p> <p>箕曲文化祭(12/3~4)</p> | | <p>【地域振興部】</p> <p>小規模多機能自治の集いに参加(6/7)</p> <p>稲刈りイベント(9/10)</p> <p>夏見庵寺 桃の木施肥(3/4)</p> <p>桃山の管理</p> <p>新酒発表会(H29.4/15)</p> | <p>【総務部】</p> <p>委員会広報「みのわ通信」発行8回</p> <p>HP、facebook、携帯アプリ管理</p> <p>【市民センター管理運営】</p> <p>【資産管理委員会】</p> | <p>箕曲地域づくり 委員会</p> |
| <p>百合が丘こども和太鼓隊</p> <p>釜石川ホテル観賞会</p> | <p>駐車場事業</p> <p>宅地草刈事業</p> | <p>【ふれあい交流部会】</p> <p>夏祭り(第30回)</p> <p>・カフェ パルーン(市民センター内)</p> <p>・ガーデンひだまり</p> <p>市民センターまつり</p> <p>青蓮寺湖駅伝大会の出場と応援</p> | <p>【ビジョン推進特別委員会】</p> <p>用途地域等の検討</p> <p>【広報部】</p> <p>広報紙「ゆりがおか」毎月発行</p> | <p>一般社団法人 青蓮寺・百合が丘 地域づくり協議会</p> |
| | <p>・旧国津小学校除草等作業受託</p> | <p>【地域コミュニティ部会】</p> <p>・地域づくり会長杯ゴルフ大会(2回)</p> <p>・国津フェスティバル(10/9) 地区運動会</p> <p>・国津コミュニティバス運行</p> <p>・区長、民生委員懇談会(2回/年)</p> <p>・区長、サウスゴルフ懇談会(2回/年)</p> | <p>【地域事業部会】</p> <p>・春季戦没者慰霊祭(4/9)</p> <p>・特養ホーム 国津園の各行事参加</p> <p>・広報くにつの発行</p> <p>・国津ふるさと館管理運営</p> <p>・有害鳥獣捕獲助成</p> | <p>国津地区 地域づくり委員会</p> |
| | <p>【企画運営委員会】</p> <p>ほっとまち茶房</p> <p>絆づくり</p> <p>お助けセンター事業</p> | <p>【企画運営委員会】</p> <p>ききょう農楽園</p> <p>”ほっとまち”フェスタ、</p> <p>【住民交流部会】</p> <p>桔梗が丘夏まつり(8/20)</p> <p>ハッピーニューイヤークキきょうフェスタ</p> | <p>【総務委員会】</p> <p>規約、財務内容等の検討、改正</p> <p>講演会の開催(9/10)</p> <p>【企画運営委員会】</p> <p>地域ビジョン推進</p> <p>【広報委員会】</p> <p>「ききょう通信」発行(8回/年)</p> | <p>桔梗が丘 自治連合協議会</p> |
| <p>【つつじが丘 文化スポレク部】</p> <p>第38回つつじが丘夏祭り 8/6</p> <p>ボクシングエクササイズ</p> <p>高齢者交通安全教室 10/1</p> <p>ノルディックウォーキング 11/3</p> <p>どんど焼き 1/15</p> | <p>有償ボランティア事業支援</p> <p>・は〜とバス事業</p> <p>・ねこの手事業</p> <p>・サロン事業</p> <p>(29年度 NPO法人認定取得)</p> | <p>【つつじが丘 総務部】</p> <p>防犯灯のLED化工事着手</p> <p>自治会入会促進活動</p> <p>【つつじが丘 広報部】</p> <p>自治会広報誌「つつじ」:奇数月</p> <p>地域健康づくり・交通安全推進広報</p> <p>評議員会議事録 配布</p> <p>facebookの活用、管理</p> <p>まちの保健室との協調推進</p> <p>【春日丘 地域振興部】</p> <p>夏祭り</p> <p>【春日丘 広報部】 広報誌発行3回/年</p> | <p>【つつじが丘自治組織改革委員会】</p> <p>生活安全部・環境部専任員選出(各番町から)</p> <p>【つつじが丘地区計画検討委員会】</p> <p>住民アンケート 広報での情報提供</p> <p>【つつじが丘自治会館管理】</p> <p>・地域振興事業の各部会への移管作業</p> <p>【地域ビジョン推進委員会】 協働事業</p> <p>【春日丘 別館建替準備委員会】</p> <p>地縁法人 認可</p> <p>【自治会館管理運営委員会】</p> | <p>つつじが丘・春日 丘自治協議会</p> |

平成28年度 ゆめづくり協働事業一覧表

| 地域づくり組織名 | 事業名 | 交付金等 (円) | 財源 |
|----------------------------|---|-------------|-----------------------------|
| 名張地区まちづくり推進協議会 | ①エコロード整備事業 ②地域住民のチカラ活性化事業 ③避難所備蓄品整備事業 ④隠(なばり)発信、PR事業 | 1,200,000 | |
| 中央ゆめづくり協議会 | シンボル公園の防犯施設整備事業 | 1,600,000 | |
| 蔵持地区まちづくり委員会 | 防災意識の高揚事業 | 700,000 | 地方創生加速化交付金 (9,200,680円) |
| | | 8,500,680 | |
| 川西・梅が丘地域づくり委員会 | 川西・梅が丘地域内防犯・防災通信システム(無線電話機)設置事業 | 1,200,000 | |
| 薦原地域づくり委員会 | 防災・防犯対策推進事業 | 550,000 | |
| | コミュニティバス利用促進事業 | 550,000 | |
| 地縁法人 美旗まちづくり協議会 | 日常生活支援「はたっこサポート」事業 | 1,100,000 | |
| ひなち地域ゆめづくり委員会 | ひなち地域支え合いセンター「なごみ」整備事業 | 1,050,000 | |
| すずらん台町づくり協議会 | 遊休地活用による地域住民の憩いのための公園整備及び地区避難所防災対策事業 ○きずな公園の整備 ○西1番町たまり場の整備 | 1,200,000 | |
| 地縁法人 錦生自治協議会 | 「木の子の里錦生」販路拡大と6次産業対応「錦生ブランド」の商品開発 | 4,681,760 | 地方創生加速化交付金 (4,681,760円) |
| 赤目まちづくり委員会 | 平成28年度 赤目市民センター避難所整備事業 | 300,000 | |
| | 平成28年度 歴史資源・自然の保全事業 | 1,000,000 | 地方創生加速化交付金 (1,000,000円) |
| 箕曲地域づくり委員会 | 平成28年度 桃のほほえむ地域活性化事業 | 1,200,000 | |
| 一般社団法人 青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会 | 地域包括ケアシステム実施に伴う生活支援、移動支援、健康支援、介護予防の総合運営 | 1,200,000 | 地方創生加速化交付金 (1,200,000円) |
| 国津地区地域づくり委員会 | 防災対策整備事業 | 1,050,000 | |
| 桔梗が丘自治連合協議会 | みどり環境整備保全事業 | 200,000 | |
| | ききょう農楽園事業 | 60,000 | |
| | | 140,000 | |
| | 桔梗が丘お助けセンター事業 | 1,200,000 | 地方創生加速化交付金 (13,881,824円) |
| 12,541,824 | | | |
| つつじが丘・春日丘自治協議会 | ・地域コミュニケーション公園の融合整備事業及び地域環境整備事業 ・文化創生・育成事業 | 1,200,000 | |
| 合 計 | | 42,424,264 | 地方創生加速化交付金 (29,964,264円) |

平成28年度 地方創生加速化交付金を活用して

地域総合力向上事業（地域課題の解決に向けた取組）

名張市は、様々な取り組みを行っている地域づくり組織の活動支援や地域力向上のための基盤整備等を目指して、地方創生加速化交付金を活用した事業展開を図りました。

| 項 目 | 事業費 | 備 考 |
|---------------------------|--------------|-------------------------|
| 地域組織等の運営強化 研修事業 | 1,505,170 円 | 名張ゆめづくり協働塾 実践交流会 |
| 地域に見える化事業 | 8,203,572 円 | 地域カルテ・まちブック作 成 |
| まるごと地域資源事業 | 11,251,169 円 | 情報発信基盤整備等 |
| 木の子の里錦生 収益アップ事業 | 1,481,760 円 | 錦生地域 |
| お助けセンター整備事業 ＝地域配食施設整備＝ | 13,384,224 円 | 桔梗が丘地域 |
| 地域防災力向上事業 ＝地域で保存食確保＝ | 8,500,680 円 | 蔵持地域 |
| ゆめづくり協働事業 | 7,915,200 円 | 錦生、桔梗が丘、赤目 蔵持、百合が丘地域 |
| 賃金等 | 895,000 円 | 市臨時職員 1 名雇用 |
| 合 計 | 53,136,775 円 | |



平成28年度 名張ゆめづくり協働塾

| No. | 内 容 | 講師名 | 開催日 | 回数 | 参加者 | 備 考 |
|-----|--------------------------------|--|----------------|----|-----|-------|
| 1 | 名張市の地域づくりについて | 地域経営室 | H28.4.6 | 1 | 13 | 市新採職員 |
| 2 | NPO法人化勉強会 | 税理士法人 アチーブメント三重事務所 税理士 廣野 一三 氏 | H28.7.16 | 1 | 10 | |
| 3 | 地域づくり研修会 | IIHOE 人と組織と地球のための国際研究所 川北 秀人 氏 | H28.9.17 | 1 | 61 | |
| | | | H28.10.16 | 1 | 71 | |
| 4 | 円卓会議 | IIHOE 人と組織と地球のための国際研究所 川北 秀人 氏 | H28.9.24 | 1 | 19 | |
| | | | H28.9.25 AM | 1 | 35 | |
| | | | H28.9.25 PM | 1 | 25 | |
| 5 | ホームページ研修会 | 株式会社 イーネット 七里 明子 氏 | H28.10.13 | 1 | 30 | |
| 6 | 職員対象地域づくり研修 | IIHOE 人と組織と地球のための国際研究所 川北 秀人 氏 | H28.10.17 | 1 | 61 | 市職員 |
| 7 | 生涯学習のあり方 | 三重県公民館連絡協議会 会長 水谷 正 氏 | H28.12.6 | 1 | 38 | |
| 8 | 会計研修 | 税理士法人 アチーブメント三重事務所 税理士 廣野 一三 氏 | H29.2.8 | 1 | 38 | |
| 9 | 地域カルテ研修 (薦原・つつじが丘・ 百合が丘) | おさむしまちラボ 代表 奥野 修 氏 | H29.1.16 | 1 | 10 | 薦原 |
| | | | H29.2.9 | 1 | 7 | つつじが丘 |
| | | | H29.2.10 | 1 | 8 | 百合が丘 |
| | | | H29.2.27 | 1 | 20 | 市職員等 |
| 10 | 実践交流会 共催:地域づくり代表者会議 | 帝塚山大学法学部 名誉教授 中川幾郎 氏(評価者) NPO政策研究所 | H29.3.22 | 1 | 83 | 地域 |
| | | | | | 39 | 市職員等 |
| 合 計 | | | | 16 | 568 | |

市民活動支援センター事業の概要

名張市は、市民公益活動を支援するために「市民公益活動促進条例」を平成17年6月に制定し、平成18年1月から施行しました。それに先駆けて、平成16年4月には、名張市勤労福祉会館内に「市民活動支援センター」を設置し市民公益活動の支援を開始しました。平成21年6月、名張市希中央（名張駅東口近く）に「市民情報交流センター」の新設に伴い、市民活動支援センターを移設したことにより、市民に分かりやすい場所で活動支援できる環境が整いました。

【平成28年度取組状況】

○市民活動促進に関する取組

- ・団体の法人化に向けての支援
- ・助成金のアドバイス
- ・紹介業務

○ちょっと教えてご近所先生

- ・地縁法人美旗まちづくり協議会福祉部の事業「みはたすくすく」の活動見学
特定非営利活動法人「知恵のWa」への事業方針作成への支援
- ・法人のための税・労務管理勉強会 講師：税理士 廣野 一三氏
運営管理、課税対象となる収益についての認識や処理の仕方、資産台帳と備品台帳の分け方等

○団体への取材活動～情報発信

- ・なばりこども食堂
- ・名張市ゆめづくり協働塾

○企業の社会貢献活動取材～情報発信

- ・寺田病院の市民講座
- ・リーガクラブより社会貢献活動の一環で紙面の一部を「名張市市民活動支援センター枠」として提供いただいた。
- ・企業訪問、社会貢献活動取材
ボルグワナー・モールシステムズ・ジャパン株式会社

○主催講座

- ・連続講座「SATつながろう名張！」
- ・「地域資源とアイデアで『稼ぐ』事業をつくる講座」

○情報発信

- ・上記取組について、ホームページやフェイスブック及びメールマガジン発行による随時情報発信

名張市自治基本条例

平成17年条例第13号

前文

わたしたちのまちの自治は、主権者である市民が自らの責任に基づいて決定し、主体的に行動することにより進めなければなりません。また、自治体としての名張市には、市民の信託にこたえ、現在及び将来の市民が安心して暮らすことのできる、豊かな地域社会を市民と協働して実現していく責務があります。

このためには、自治の主体である市民、市議会及び市の果たすべき役割や責務、市政運営の原則など、自治体としての基本的な枠組みを明らかにするとともに、市政への市民参画や協働の仕組みを定めておくことが必要です。

名張市は、万葉ゆかりの歴史と文化、赤目四十八滝や香落溪など水と緑の自然環境に恵まれたまちです。これらの財産を守り育て、次代に引き継ぐとともに、名張らしさを生かした個性的で持続可能なまちを創造する取組を進めていかなければなりません。また、市内は古いまち並みや農村集落、新しい市街地が分散するなど、それぞれ特徴ある地域で構成されており、こうした各地域の特性を生かした個性ある地域づくりを市民が主役となって行っていくことも大切です。

わたしたちは、自己決定と自己責任のもと参画し、協働することを基本に、英知と力を結集することで、魅力的で誇りの持てる「自治のまち」を実現することをめざし、ここに名張市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、名張市における自治の基本理念と主権者である市民の権利を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を実現し、自立した地域社会を創造することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住む者、働く者若しくは学ぶ者、市内に事業所を置く事業者又は市内で活動する団体をいう。
- (2) 参画 政策の立案から実施、評価に至る各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいう。
- (3) 協働 市民、市議会及び市がそれぞれの果たすべき責任と役割を認識し、相互に協力して行動することをいう。

(自治の原則)

第3条 市の自治は、次に掲げることを原則として推進するものとする。

- (1) 人権尊重 国籍や性別、年齢等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性や能力がまちづくりに生かされること。
- (2) 情報共有 市民、市議会及び市が互いに情報を共有すること。

- (3) 参画及び協働 市民の自主的な市政への参画が保障されるとともに、市民、市議会及び市が協働して公共的課題の解決に当たること。

第2章 市民

(市民の権利)

第4条 市民は、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。

- 2 市民は、市が提供する行政サービスを受けることができる。

(市民の役割と責務)

第5条 市民は、自治の主体者であることを自覚し、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとし、参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

- 2 市民は、諸活動を行うに当たっては、公共の福祉の増進に努めるとともに、地域の発展と環境の保全に配慮しなければならない。

- 3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。

第3章 市議会

(議会の役割、権限等)

第6条 市議会は、市の意思決定機関であるとともに、市政の運営を監視し、けん制する機能を果たすものとする。

- 2 市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定等を議決するほか、市政に係る基本的な事項で別に条例で定めるものを議決する。

(議会の責務)

第7条 市議会は、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。

- 2 市議会は、市政を調査し、条例議案を提出するなど政策形成機能の強化とその活用に努めなければならない。

(議員の責務)

第8条 市議会議員は、市民の信託にこたえ、自己の研さんに努めるとともに、誠実に職務を遂行しなければならない。

第4章 市長等

(市長の役割と責務)

第9条 市長は、市を統轄するとともに、市の事務を管理し、これを執行する。

- 2 市長は、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政運営に当たるとともに、毎年度、市政運営の方針を定め、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。

(職員の役割と責務)

第10条 市の職員は、全体の奉仕者として、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

- 2 市の職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

第5章 情報共有

(情報共有)

第11条 市は、市政に関する情報を、広報紙等を通じて積極的に提供するとともに、市民意向の把握など情報収集を図り、市民との情報共有に努めなければならない。

(情報公開)

第12条 市は、市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政を推進するため、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を原則として公開しなければならない。

(個人情報保護)

第13条 市は、市民の基本的人権を守るため、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利に対して適切な措置を講じなければならない。

(説明責任)

第14条 市は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を市民に分かりやすく説明しなければならない。

(要望等への対応)

第15条 市は、市民からの要望、意見、提案等に対して迅速かつ誠実に対応するとともに、その結果を速やかに回答しなければならない。

2 市は、市民から寄せられた苦情について、その内容や原因を調査分析し、業務の改善を行うなど適切な措置を講じなければならない。

第6章 市政運営

(総合計画)

第16条 市は、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画(以下「総合計画」という。)を市議会の議決を経て定め、計画的な市政運営に努めなければならない。

(組織)

第17条 市は、社会情勢に対応する簡素で機能的な組織により市政を運営するとともに、組織を市民に分かりやすいものにしなければならない。

(人事政策)

第18条 市は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、有能な職員の任用、効果的な人材育成、適正な人事評価及び配置に努めなければならない。

(法務政策)

第19条 市は、市民ニーズや地域課題に対応するため、自ら責任をもって法令を解釈し、条例規則等の整備や体系化を進めるなど積極的な法務行政を推進しなければならない。

(法令遵守と公益通報)

第20条 市は、市政を常に適法かつ公正に運営しなければならない。

2 市は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、職員の公益通報に関する仕組みを定めなければならない。

(行政手続)

第21条 市は、行政処分等における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、その手続に関する基本的な事項を定めなければならない。

(地域経営の原則)

第22条 市は、個性豊かで持続可能な地域社会を実現するため、地域資源を最大限活用し、選択と集中を基本とする戦略的な施策展開を図らなければならない。

(事務事業の実施等における原則)

第23条 市は、提供する行政サービスの具体的な内容や水準等をあらかじめ市民に明らかにし、公平、公正で効率的なサービス提供に努めなければならない。

2 市は、実施しようとする事務事業について、最少の経費で最大の効果をあげるよう費用対効果を検証し、明確な目標を設定して事業推進に努めなければならない。

3 市は、事務事業の実施に当たっては、環境負荷の低減に率先して努めなければならない。

(財政等)

第24条 市は、総合計画を実現するための財政計画を定め、財源を効果的かつ効率的に活用することで、自主的、自律的で健全な財政運営に努めなければならない。

2 市は、保有する財産の適正な管理及び効果的な活用に努めなければならない。

3 市は、財政状況及び財産の保有状況など市の経営状況に関する資料を作成し、市民に分かりやすく公表しなければならない。

(行政評価)

第25条 市は、効果的で効率的な市政運営と総合計画の進行管理を行うため、行政評価を実施し、その結果を施策の見直し、組織の改善等に速やかに反映しなければならない。

(監査)

第26条 監査委員は、市の財務等に係る監査を行うに当たり、事務事業の適法性のほか、有効性及び効率性の評価を踏まえた監査を行わなければならない。

(危機管理)

第27条 市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力、連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めなければならない。

第7章 参画及び協働

第1節 市政への市民参画

(政策形成及び実施過程への参画)

第28条 市は、市民の政策形成及び実施過程への参画を保障するため、市民生活に大きな影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施策を実施しようとするときは、市民に情報を提供し、意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

2 市民に意見を求めるときは、パブリックコメントやアンケート調査の実施、公聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、公表しなければならない。

(評価等への参画)

第29条 市は、市民の市政に対する監視機能を確保するため、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表し、意見を求めるとともに、財務及び事務事業の執行について市民が審査できる機会を設けなければならない。

(審議会等)

第30条 市は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、中立性の保持に配慮するとともに、原則としてその一部を市民から公募しなければならない。

2 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。

(住民投票)

第31条 市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

2 住民投票に付することができる事項、投票者の資格要件その他住民投票の発議及び請求並びに実施に関して必要な事項は、次条に定めるもののほか、別に条例で定める。

3 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(住民投票の発議及び請求)

第32条 永住外国人を含む18歳以上の住民は、市政に係る重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に住民投票を請求することができる。

2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを市議会に付議しなければならない。

3 市議会議員は、市政に係る重要事項について、議員定数の12分の1以上の賛成（発議者を含む。）を得て、住民投票の実施について発議することができる。

4 市長は、前2項の場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければならない。

5 市長は、第1項の請求に係る署名者数が永住外国人を含む18歳以上の住民総数の4分の1を超えたときは、第2項の規定によることなく、住民投票を実施しなければならない。

第2節 コミュニティと市民公益活動

(コミュニティ活動)

第33条 市民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に区、自治会等の基礎的なコミュニティの活動に参加し、交流しながら、相互に助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとする。

2 市は、区、自治会等の果たす役割を尊重し、その活動を振興するために必要な施策を講じなければならない。

(地域づくり)

第34条 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域においてコミュニティ活動を行う組織として、別に条例で定めるところにより、地域づくり組織を設置することができる。

2 地域づくり組織は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら地域づくりを行うものとする。

3 市は、地域づくりの活動に対して必要な支援を行うことができる。

4 市は、各種計画の策定や政策形成に当たっては、地域づくり組織の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。

5 市は、地域づくり組織の意向により、事務事業の一部を当該組織に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。

(市民公益活動)

第35条 市は、自発的かつ自主的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする市民公益活動を尊重するとともに、別に条例で定めるところにより、その活動を促進するための適切な措置を講じなければならない。

第3節 協働のまちづくり

第36条 市民（コミュニティ活動や市民公益活動を行う団体を含む。以下この条において「多様な主体」という。）及び市議会並びに市は、それぞれの特性を理解し、互いに尊重し合い、協働してまちづくりに取り組むものとする。

2 市は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、多様な主体がその担い手となれるよう、適切な措置を講じなければならない。

3 市は、協働のまちづくりを進めるに当たり、多様な主体が情報や意見を交換し、相互調整や民主的な意思形成が図られるよう、開かれた場と機会の創設に努めなければならない。

第8章 最高規範性

第37条 この条例は、名張市の自治の推進における最高規範であり、市は、他の条例等の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならない。

第9章 国、三重県及び他の地方自治体との関係

（国及び三重県との関係）

第38条 市は、国及び三重県と対等の立場にたち、自治の発展のため、協力して適切な関係の構築に努めるものとする。

（他の自治体との関係）

第39条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のための広域事務処理、大規模災害時の相互応援など、他の自治体と積極的に協力連携するものとする。

第10章 補則

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

（名張市市民参加条例の廃止）

2 名張市市民参加条例（平成14年条例第2号）は、廃止する。

名張市地域づくり組織条例

平成21年条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、名張市自治基本条例（平成17年条例第13号）第34条第1項に基づき包括的な地域づくり組織の設置及び事業の実施並びにゆめづくり地域交付金の交付に関する事項を定め、名張市における都市内分権の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基礎的コミュニティ 区、自治会等をいう。
- (2) 地域づくり組織 一定のまとまりのある地域の住民により設置された一地域にひとつの包括的な自治組織をいう。
- (3) コミュニティビジネス 地域の課題を事業性及び収益性のある継続的な活動により解決するため、地域が有する人材、知識、情報、施設などの資源を活用し、地域における起業及び雇用の創出並びに働きがい及び生きがいを生み出し、地域の活性化に寄与する事業をいう。

(基本理念)

第3条 地域づくり活動は、基礎的コミュニティ、地域づくり組織及び市が、それぞれの活動を尊重し、互いに協働し、及び連携し、住民主体のまちづくりを推進することにより、住民自治を確立するために行う。

(基礎的コミュニティ)

第4条 基礎的コミュニティの区域は、町（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条に規定する町をいう。）の区域又は住民にとって客観的に明らかなものとして定められている区域とする。

- 2 住民は、自主的に基礎的コミュニティの活動に参加し、交流しながら相互に助け合うよう努めるものとする。
- 3 基礎的コミュニティは、その代表者を選出したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。

(地域づくり組織)

第5条 地域づくり組織の区域は、別に規則で定める。

- 2 地域づくり組織は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。
 - (1) 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他地域づくり組織を民主的に運営するために必要な事項が、規約に定められていること。
 - (2) 地域づくり組織の代表者及び役員は、その構成員の意思に基づいて選出されること。
 - (3) 基礎的コミュニティの代表者が、地域づくり組織の運営に参画していること。

3 地域づくり組織を設立し、及びその代表者を選出したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(地域づくり組織の構成員)

第6条 地域づくり組織は、次の者を構成員とする。

(1) その地域に居住する者

(2) その地域で事業を行う個人又は法人、通学者、通勤者及びその地域で活動する各種団体で、当該地域づくり組織が認めた者

(地域づくり組織の事業)

第7条 地域づくり組織は、まちづくりの推進のため次の事業を行う。

(1) 自主防犯及び自主防災に関すること。

(2) 人権尊重、健康及び福祉の増進に関すること。

(3) 環境及び景観の保全に関すること。

(4) 高齢者の生きがいづくりに関すること。

(5) 子どもの健全育成に関すること。

(6) 地域文化の継承及び創出に関すること。

(7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。

(8) 地域課題の解決、地域振興及び住民交流に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、地域のまちづくりに関し、特に必要があると地域づくり組織が認めること。

(活動の制限)

第8条 地域づくり組織は、次に掲げる活動をしてはならない。

(1) 宗教の教義を広め、儀式を行い、又は信者を教化育成する活動

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動

(3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動

(地域ビジョン)

第9条 地域づくり組織は、地域ごとの地理的な特性、自然、産業、歴史及び文化等の地域資源を活用し、地域の課題を解決するための理念、基本方針及び地域の将来像をとりまとめた計画（以下「地域ビジョン」という。）の策定に努めるものとする。

2 市は、地域ビジョンを尊重し、各種計画の策定又は施策に反映させるよう努めるものとする。

(法人化)

第10条 地域づくり組織は、法律上の責任の所在を明確にし、継続した活動の基盤を確立するため、その地域づくり組織を法人化するよう努めるものとする。

(協力及び助言)

第11条 市は、地域づくり組織の円滑な運営を促進するため、地域づくり組織の活動及びその活動から生じた事故又は住民間の紛争の解決等について協力し、助言することができる。

(地域づくり代表者会議)

第12条 地域づくり組織相互の連携を図るため、地域づくり組織の代表者で構成する地域づくり代表者会議を設置する。

(ゆめづくり地域交付金の交付)

第13条 市長は、地域づくり組織の活動支援として、地域づくり組織にゆめづくり地域交付金(以下「交付金」という。)を交付する。

(交付金の額)

第14条 交付金の額は、予算の範囲内とし、交付金の交付申請及び交付に係る手続きは、別に規則で定める。

(実績報告)

第15条 地域づくり組織は、毎年5月末日までに前年度の事業実績を市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による事業実績報告には、前年度の決算報告書及び決算監査報告書を添付しなければならない。

(情報公開等)

第16条 地域づくり組織は、前条の事業実績報告及び活動に関するすべての書類を事務所に備え付けることとし、積極的に情報公開に努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例の廃止)

2 名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例(平成15年条例第2号)は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例第8条第2項の規定により交付を受けた交付金の実績報告については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際地域づくり組織が設置されていない地域については、平成21年度に限り、廃止前の名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例第2条の地域づくり委員会及び基礎的コミュニティにゆめづくり地域交付金を交付できるものとする。

名張市地域づくり組織条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、名張市地域づくり組織条例（平成21年条例第3号。以下「条例」という。）の規定に基づき、地域づくり組織の設置及び名張市ゆめづくり地域交付金（以下「交付金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(基礎的コミュニティ)

第2条 住民は、基礎的コミュニティを設置し、統合し、又は分割するときは、あらかじめ地域づくり組織及び市と協議するものとする。

2 条例第4条第3項の規定による届出は、基礎的コミュニティ代表者届（様式第1号）により市長に提出するものとする。

3 前項の届出があったときは、市長は、基礎的コミュニティ代表者届受理証（様式第2号）を交付するものとする。

(地域づくり組織)

第3条 条例第5条第1項に規定する地域づくり組織の区域は、別表第1のとおりとする。

2 条例第5条第3項の規定により地域づくり組織を設立したときは、地域づくり組織設置届（様式第3号）により、当該届出の内容に変更が生じたときは、地域づくり組織変更届（様式第4号）により、市長に届け出るものとする。

(地域づくり代表者会議)

第4条 条例第12条に規定する地域づくり代表者会議（以下「代表者会議」という。）は、地域づくり組織の代表者（以下「会員」という。）をもって構成する。

2 代表者会議は、次に掲げる活動を行う。

(1) 地域づくり組織相互の連絡、調整、意見交換、研修等に関すること。

(2) 地域づくり組織の活動に関する報告会を行うこと。

(3) 地域づくり組織及び基礎的コミュニティの課題解決に関すること。

(4) 市との連絡調整に関すること。

3 代表者会議に、会長1名及び副会長3名を置き、会員の互選によりこれを定める。

4 会長は、会務を総理し、代表者会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理するものとし、職務を代理する副会長は、あらかじめ会長が指名する。

6 会長及び副会長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

7 代表者会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

8 代表者会議の会議は、会員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

9 代表者会議の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

10 代表者会議は、まちづくりに関して、市長に提言を行うことができる。

11 市長は、まちづくりに関して、代表者会議に意見を求めることができる。

12 代表者会議の事務局は、地域部地域経営室に置く。

(交付金の額)

第5条 条例第14条に規定する交付金の額は、別表第2に定めるところにより算定するものとする。

(交付手続)

第6条 条例第14条に規定する交付金の交付手続は、次によるものとする。

- (1) 地域づくり組織は、毎年度、名張市ゆめづくり地域交付金交付申請書（様式第5号）に当該年度の事業計画書（様式第6号）及び当該年度の予算に係る資料を添付して、市長に提出するものとする。
- (2) 市長は、前号の規定による交付申請があったときは、その内容を確認のうえ交付決定し、名張市ゆめづくり地域交付金交付決定通知書（様式第7号）により地域づくり組織に通知しなければならない。
- (3) 地域づくり組織は、前号に規定する通知を受けたときは、名張市ゆめづくり地域交付金交付請求書（様式第8号）により、市長に交付金を請求するものとする。
- (4) 市長は、前号に規定する請求があったときは、速やかに交付しなければならない。
（実績報告）

第7条 条例第15条に規定する事業実績の報告は、名張市ゆめづくり地域交付金事業実績報告書（様式第9号）に名張市ゆめづくり地域交付金事業決算報告書（様式第10号）及び名張市ゆめづくり地域交付金事業決算監査報告書（様式第11号）を添付して、市長に行うものとする。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
（名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例施行規則等の廃止）
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例施行規則（平成15年規則第9号）
 - (2) 名張市地域づくり協議会設置規則（平成15年規則第41号）（経過措置）
- 3 条例附則第4項の規定により交付するゆめづくり地域交付金は、廃止前の名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例（平成15年条例第2号）第2条に定める地域づくり委員会にあっては別表第2の基本額、地域調整額、コミュニティ活動費（基礎的コミュニティが当該額の交付を受けない場合に限る。）及び先駆的事业加算額とし、基礎的コミュニティにあってはコミュニティ活動費（当該基礎的コミュニティの属する地域の地域づくり委員会がコミュニティ活動費の交付を受ける場合を除く。）とする。
- 4 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

【別表と様式を除く】

名張市地域づくり組織における会計処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、名張市地域づくり組織条例（平成21年条例第3号）第5条の規定に基づき設置された地域づくり組織の適正な会計処理に資するため、必要な事項を定めるものとする。

(単年度会計処理)

第2条 地域づくり組織の会計は、単年度会計処理を原則とする。

(繰越処理)

第3条 単年度に実施予定の事業が、やむを得ない事情により当該年度に完了できない場合は、翌年度に繰り越して実施することができる。

(積立処理)

第4条 後年度において実施する事業の財源を計画的に確保するため基金等を置き、積み立てることができる。ただし、その事業計画を明らかにしておかなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、告示の日から施行する。

(名張市地域づくり委員会における会計処理要領の廃止)

2 名張市地域づくり委員会における会計処理要領（平成15年告示第68号）は、廃止する。

名張市市民センター条例

平成27年条例第35号

(設置等)

第1条 市民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する事業、地域づくり活動に関する事業その他の地域の活性化に資する事業を行い、市民の教養の向上、生活文化の振興、社会福祉の増進及び地域課題の解決を図り、もって個性的で心豊かな地域社会の形成に寄与することを目的に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、名張市市民センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- 名張市民センター 名張市上八町1321番地1
- 蔵持市民センター 名張市蔵持町原出314番地3
- 薦原市民センター 名張市薦生1607番地
- 美旗市民センター 名張市美旗町南西原229番地3
- 比奈知市民センター 名張市下比奈知1768番地
- 錦生市民センター 名張市安部田2118番地
- 赤目市民センター 名張市赤目町丈六238番地1
- 箕曲市民センター 名張市夏見215番地
- 長瀬市民センター 名張市長瀬1405番地5
- 桔梗が丘市民センター 名張市桔梗が丘6番町1街区131番地4
- 桔梗が丘南市民センター 名張市桔梗が丘5番町12街区10番地
- つつじが丘市民センター 名張市つつじが丘北5番町73番地2
- 梅が丘市民センター 名張市梅が丘南5番町184番地
- 百合が丘市民センター 名張市百合が丘西5番町13番地
- すずらん台市民センター 名張市すずらん台東3番町220番地

(事業)

第2条 センターにおいては、その設置の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) センターの施設（その敷地を含む。第11条第2項を除き、以下同じ。）又は設備若しくは器具（以下これらを「施設等」という。）を利用に供すること。
- (2) 定期講座を開設し、又は討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等若しくは体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- (4) 地域づくり活動及び市民の交流に寄与する活動並びに生涯学習に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、名張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第23号）の定めるところにより、市長が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第4条 指定管理者が行う業務（次条において「指定管理業務」という。）の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第2条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) センターの施設等の利用の許可等に関する業務

- (3) 第11条第1項の利用料金の收受等に関する業務
- (4) センターの施設等の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げる業務のほか、市長がセンターの管理上必要と認める業務
(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令(条例を含む。)を遵守すること。
- (2) センターの施設等の維持管理を適切に行うこと。
- (3) センターにおける生涯学習に関する事業に係る指定管理業務の実施を統括管理する責任者及び当該指定管理業務の実施のために必要な事項を検討する委員会を置き、当該指定管理業務を適切に実施すること。

(休館日及び利用時間)

第6条 センターの休館日及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

- (1) 休館日 12月29日から翌年の1月3日まで
- (2) 利用時間 午前9時から午後10時まで

(利用の許可)

第7条 センターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設等を損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の利益になると認められるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持する行為であると認められるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する行為であると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付けることができる。

(利用権の譲渡及び転貸の禁止)

第8条 前条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、センターの施設等を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用者等に対する指示)

第9条 指定管理者は、センターの施設等の保全その他センターの管理上必要があるときは、利用者その他の関係者(第15条において「利用者等」という。)に対し必要な指示をすることができる。

(利用の制限等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じることができる。

- (1) 利用者が許可を受けた利用の目的に反して利用したとき。
- (2) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者の指示した事項

に違反したとき。

(3) 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。

(4) 暴力団の利益になると認められるとき。

(5) 天災その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。

(6) 公益上必要があると認められるとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要があると認められるとき。

2 利用者

は、その利用が終了したとき、又は前項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命じられたときは、その利用したセンターの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(利用料金)

第11条 センターの利用料金（以下単に「利用料金」という。）は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。

2 指定管理者は、前項の規定により、利用料金を定めたときは、直ちにこれを公表するとともに、施設内において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

3 利用者は、第7条第1項の許可を受けたときは、利用料金を納めなければならない。

(利用料金の収入)

第12条 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、公益上必要があると認められる場合として規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備等の承認)

第14条 利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具等を使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(損害賠償義務)

第15条 利用者等は、故意又は過失によりセンターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(名張市公民館条例の廃止)

2 名張市公民館条例（昭和53年条例第24号）は、廃止する。

(準備行為)

3 第3条の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

4 この条例の施行の際、現に附則第2項の規定による廃止前の名張市公民館条例（以下「廃止条例」という。）第5条の利用の許可を受けている者に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

5 この条例の施行前に廃止条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例

の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(名張市情報公開条例の一部改正)

6 名張市情報公開条例（平成20年条例第21号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

7 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

【別表を除く】

廃止補助金等一覧（平成14年度実績）

| 区分 | 事業名 | 平成14年度 実績 (単位:円) | 内 容 |
|--------------|----------------------------|------------------------|--|
| 補助金 | ふるさと振興事業補助金 (まちづくり協議会分) | 2,058,785 | まちづくり協議会が地域の「まちづくり計画」を策定するための活動を補助の対象とする。 ○対象経費 学習会・先進地視察・アンケート・計画書の印刷製本等 ○交付額 補助対象事業費の全額。上限50万円(3回まで)。 |
| 補助金 | 資源ごみ集団回収 事業補助金 | 15,199,375 | 古紙や古着等日常生活によって生じるごみのうち、資源として再利用できるものを集団回収した場合、その量に応じて補助金を交付する。 ○対象団体 町内会、PTA、子供会など営利を目的としない資源ごみ集団回収事業実施団体として登録資源ごみを確実に廃品回収業者へ売却できる ○対象品目 新聞紙、古着等 ○交付額 1kgあたり5円 |
| 補助金 | ごみ集積場施設設置 事業補助金 | 490,000 | ごみ集積場施設(ごみ集積かごなど)を設置する区に対し、その設置経費の一部を補助する。 ○交付額 一施設設置に要する経費の1/3。上限3万円。 |
| 補助金 | 地区婦人会活動補助金 | 530,000 | 社会教育団体である地域婦人会の育成と振興を図ることを目的として、その活動に対して、補助金の交付を行う。 ○交付額 均等割額＋会員数割額 |
| 補助金 (助成金) | 名張市青少年育成 市民会議活動補助金 | 427,000 | 各地区社協が実施している青少年育成地域活動に対して助成を行う。 ○対象事業 各地区社協が実施する、親子映画会、福祉・教育講演会など。 ○交付額 均等割額＋人口割額(市内11地区) |
| 報償費 | 老人保健福祉週間事業 (敬老の日等) | 19,256,000 | 「敬老の日」前後に行う敬老行事に対して地区協力費を支出する。 ○支出額 70歳以上の方1人あたり2千円。 |
| 合 計 | | 37,961,160 | |

廃止補助金地域別明細

(単位:円)

| | 補助金等 合計 | 内 訳 | | | | | |
|-------|-------------------|---------------------|-----------------------|---------------------|----------------|----------------------|--------------------------|
| | | ふるさと 振興事業 補助金 | 資源ゴミ集 団回収事 業補助金 | ゴミ集積 かご設置 補助金 | 地区婦人会 活動補助金 | 青少年育成 団体活動補 助金 | 老人保健福 祉週間事業 (敬老の日) |
| 名 張 | 4,677,610 | 500,000 | 1,143,610 | 0 | 70,000 | 28,000 | 2,936,000 |
| 蔵 持 | 1,410,377 | 216,767 | 376,250 | 30,000 | 50,000 | 13,360 | 724,000 |
| 梅が丘 | 2,541,115 | 0 | 1,566,475 | 0 | 0 | 20,640 | 954,000 |
| 薦 原 | 1,322,700 | 0 | 631,700 | 0 | 0 | 15,000 | 676,000 |
| 美 旗 | 3,824,208 | 48,018 | 1,459,190 | 228,000 | 60,000 | 57,000 | 1,972,000 |
| 比奈知 | 2,692,360 | 0 | 1,116,550 | 12,000 | 50,000 | 15,810 | 1,498,000 |
| すずらん台 | 1,051,790 | 0 | 432,600 | 48,000 | 0 | 13,190 | 558,000 |
| 錦 生 | 1,515,750 | 294,000 | 180,750 | 60,000 | 60,000 | 15,000 | 906,000 |
| 赤 目 | 1,687,700 | 0 | 121,700 | 34,000 | 60,000 | 48,000 | 1,424,000 |
| 箕 曲 | 1,004,527 | 0 | 107,050 | 0 | 0 | 11,477 | 886,000 |
| 百合が丘 | 2,953,973 | 0 | 1,647,450 | 30,000 | 0 | 20,523 | 1,256,000 |
| 国 津 | 738,450 | 0 | 47,450 | 21,000 | 55,000 | 41,000 | 574,000 |
| 桔梗が丘 | 5,912,950 | 500,000 | 2,085,950 | 0 | 65,000 | 66,000 | 3,196,000 |
| つつじが丘 | 6,627,650 | 500,000 | 4,282,650 | 27,000 | 60,000 | 62,000 | 1,696,000 |
| 合 計 | 37,961,160 | 2,058,785 | 15,199,375 | 490,000 | 530,000 | 427,000 | 19,256,000 |

平成14年度実績

ゆめづくり地域交付金等の変遷

| 項目 年度 | 行政事務委託料及び 区長会運営委託料 ＜千円＞ | ゆめづくり地域交付金 | | | |
|----------|-------------------------------|------------|-------|-------------|---------------|
| | | 基本額 | 加算額 | 先駆的 事業加算 | コミュニティ 活動費 |
| 15 | 58,000 | 49,988 | | | |
| 16 | 57,830 | 49,987 | | | |
| 17 | 57,599 | 49,989 | | | |
| 18 | 58,543 | 49,987 | | | |
| 19 | 47,015 | 49,989 | | | |
| 20 | 48,084 | 49,989 | 3,000 | | |
| 21 | | 45,989 | 1,000 | 3,200 | 41,058 |
| 22 | | 40,493 | | 2,000 | 37,350 |
| 23 | | 34,995 | | 2,000 | 33,216 |
| 24 | | 34,992 | | 4,000 | 33,204 |
| 25 | | 34,991 | | | 33,108 |
| 26 | | 34,994 | | | 33,198 |
| 27 | | 34,993 | | | 33,079 |
| 28 | | 34,991 | | | 32,971 |
| 29 | | 34,993 | | | 32,863 |

「名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例」平成15年4月施行～平成21年3月廃止

「名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例施行規則」平成15年4月施行～平成21年3月廃止

「名張市ゆめづくり地域交付金の加算額に関する交付要綱」平成20年6月施行～平成21年9月廃止

「名張市ゆめづくり地域交付金の先駆的事业加算額に関する交付要綱」

平成21年9月施行～平成25年5月廃止

「名張市地域づくり組織条例」平成21年4月施行～

「名張市地域づくり組織条例施行規則」平成21年4月施行～

「名張市ゆめづくり協働事業交付金交付要綱」平成25年1月施行～

| ＜千円＞ | | | 合 計 ＜千円＞ | 指定管理 委託費 ＜千円＞ ※ | 計 ＜千円＞ | 人口 1月1日 現在 | 基礎的 コミュニ ティ数 4月1日 現在 |
|-------|--------|-------------|-------------|--------------------------|-----------|------------------|----------------------------------|
| 特別交付金 | | | | | | | |
| 地域調整額 | 地域事務費 | 協働事業 交付金 | | | | | |
| | | | 107,988 | 12,588 | 120,576 | 85,398 | |
| | | | 107,817 | 64,676 | 172,493 | 85,313 | |
| | | | 107,588 | 85,948 | 193,536 | 85,072 | |
| | | | 108,530 | 57,748 | 166,278 | 84,607 | |
| | | | 97,004 | 111,822 | 208,826 | 84,200 | |
| | | | 101,073 | 111,981 | 213,054 | 83,687 | |
| | | | 91,247 | 109,511 | 200,758 | 83,511 | |
| 1,500 | | | 81,343 | 114,314 | 195,657 | 83,055 | 171 |
| 5,000 | | | 75,211 | 114,314 | 189,525 | 82,660 | 172 |
| 5,000 | 31,650 | | 108,846 | 82,085 | 190,931 | 82,601 | 172 |
| 5,000 | 32,500 | 30,000 | 135,599 | 82,376 | 217,975 | 82,123 | 172 |
| 5,000 | 32,500 | 36,409 | 142,101 | 83,954 | 226,055 | 81,601 | 174 |
| 5,000 | 32,500 | 21,700 | 127,272 | 89,700 | 216,972 | 81,005 | 174 |
| 5,000 | 32,500 | 42,424 | 125,362 | 89,700 | 215,062 | 80,469 | 174 |
| 5,000 | 32,500 | | 105,356 | 89,387 | 194,743 | 79,926 | 174 |

※15～17年度は、ゆめづくり地域交付金(公民館管理運営業務委託事業分)として業務委託のみ

※指定管理委託費が平成29年度に減額になっているのは、AED管理料等の見直しによる。

お問合せは

名張市役所 地域環境部 地域経営室
〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地
TEL:0595-63-7484
FAX:0595-63-4677
E-mail : chiikikeiei@city.nabari.mie.jp